

神奈川の R Y O U I K U

◇ 第 49 号 ◇

神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会

神奈川県らしさって何だろう。

神奈川県重症心身障害者関係施設協議会

会長 水口浩一

今年(2026年)5月に本協議会主催の全国重症心身障害児者施設協議会が開かれます。首都圏では会場の確保が非常に困難だったため、残念ながら神奈川県内ではなく有明(東京)での開催を余儀なくされました。神奈川県でない場所ですから、せめてプログラムだけでも『神奈川県らしさ』を出すにはどうするか、そもそも『神奈川県らしさ』って何だろうと、村上会長と悩み続けました。さて、皆様にとって、『神奈川県らしさ』なんでしょう？

ちなみに Google の AI は、家系ラーメン、シウマイ、外来文化を受け入れる進取の気性、型にはまらない自由さを好むところ、と答えました。いかがでしょうか？

AI の意見も参考に神奈川県らしさの解像度をあげていくと、標準や通念、常識と呼ばれるものに対して素直に従わずに、すこし斜に構えた価値観を貫き通す『かっこよさ』みたいなものなんじゃないかと思います。もちろん、かっこいいだけでなく本質を貫いている。それでいえば、大阪万博(1970年)の太陽の塔で有名な、芸術家の岡本太郎は神奈川県出身でした。太陽の塔は、大阪万博の唯一のレガシーとして今でもその存在は輝いています。しかし、彼の創作のコンセプトは『アンチ万博』だったそうです。人類の進歩をたたえる万博に対して、『人類は進化なんてしていない。』と、人類にはびこる便利と進化をはき違えた通念にアンチな視点で創りあげた『はちゃめちゃ』が、太陽の塔でした。奇しくもそれが、唯一のレガシーになるなんて当時はだれも想像はできなかったでしょう。そして、今の時代になっても彼のメッセージは、社会にとって重要な思考のクサビになっているように感じます。(すごい個性で、かっこいいなあ。)

そう考えると、私たちが岡本太郎的な『神奈川県らしさ』を全力で発動したときに、そこで示す視座が社会における価値観の捉えなおしのクサビになるのではないか！そう考えて村上会長と創ったのが、今回の全国協議会のプログラムでした。扱った2つのテーマ、『スペシャルな日常』と、『安楽死と意思決定支援』は、昨今重要視している尊厳死や ACP(最期にフォーカスされる人生会議)に対するアンチなメッセージを多分に盛り込みました。『データより、ガイドラインより、政策より、人の物語を大切にし、人としての解像度を上げていった先にあるものを大切にすべき。』という視座は、一方で自分自身の解像度を上げるものでもあり、世の中のクサビにも成りえるもの。であると願っています。

そんなかっこいい存在になりたい。これは、持ち続けたい願望であり、そう成れていないからこそ、愚直に、常に意識していきたいことだなと思います。『うまくあるな、きれいであるな、こちよくあるな、マイナスに飛び込め！』と、タローマンも言っています(笑)。

2026年4月20日

	目 次	
1	会長挨拶	1
2	目次	2
3	2025年度 神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会事業報告	3
4	2025年度 神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会 役員・施設名簿	8
5	2025年度 各部会報告	12
	○事務長部会 ○看護師長会 ○通所施設部会 ○入所施設部会	
	○看護部会 ○栄養士部会 ○リハビリテーション部会	
6	県重心協と関係機関との連絡会	
	①関係機関との連絡会 次第	19
	②関係機関との連絡会 進行資料	20
	③神奈川県による行政説明・資料	29
	重心協からの質問事項について関係機関からの説明・質疑応答より	
	④【神奈川県】への質問と回答	53
	⑤【横浜市】 〃	57
	⑥【相模原市】 〃	60
	⑦【横須賀市】 〃	62
	⑧【川崎市】 〃	65
	⑨2025年 関係機関との連絡会出席者名簿	67
7	2025年度 関係機関（市町村）への質問と回答	69
8	2025年度 職員研修会	
	○実践報告会	85
	○交流研修会	87
	○職員研修会	88
9	2026年度 県重心協 加盟施設概要	90
10	2026年度 県重心協 加盟施設住所録	98
11	2026年度 神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会事業計画	99
12	神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会会則	100
13	2025年度 役員体制	104
14	2026年度 役員体制	105

2025年度 神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会 事業報告

1 総会

日 時 2025年 4月18日（金）

開催方法 横浜医療福祉センター港南、Web のハイブリッド開催

- 内 容
- 1) 2024年度事業報告
 - 2) 2024年度会計報告及び監査結果報告
 - 3) 2025年度事業計画（案）、部会運営等について
 - 4) 2025年度予算計画（案）
 - 5) その他検討・確認事項
 - ①副会長（通所）の交代について
 - ②神奈川のRYOUIKU 第48号について
 - ③医師連絡会、施設長会の運営について

2 施設連絡会

第1回施設連絡会

日 時 2025年 9月12日（金）

開 催 横浜医療福祉センター港南、Web のハイブリッド開催

- 内 容
- 1) 行政説明（令和6年度報酬改定について）
 - 2) 2025年度関係機関との連絡会について
 - 3) 2025年度研修について
 - 4) 各部会運営について
 - 5) 2026年度日本重症心身障害福祉協会全国施設協議会について
 - 6) 2026年度協会認定重症心身障害看護師研修について
 - 7) その他

第2回施設連絡会

日 時 2026年 2月13日（金）

開 催 ウイリング横浜、Web ハイブリッド開催

- 内 容
- 1) 行政説明（個別支援計画作成にあたって、入所調整会議について）
 - 2) 2025年度 会計中間報告および2026年度施設分担金について
 - 3) 2026年度の協議会・部会運営について
 - 4) 2026年度 日本重症心身障害福祉協会 全国施設協議会の運営について
 - 5) その他 検討事項・確認事項

3 幹事会

内 容 協議会運営(各部会、研修など)、関係機関との連絡会アンケート実施、
ホームページの運用について、R8年度全国協議会の運営準備

- 第 1 回 2025年 4月18日(金) 横浜医療福祉センター港南
- 第 2 回 2025年 5月 9日(金) 訪問の家 朋
- 第 3 回 2025年 6月13日(金) 鎌倉療育医療センター小さき花の園
- 第 4 回 2025年 7月11日(金) 湘南マロニエ
- 第 5 回 2025年 8月 8日(金) 相模原療育園
- 第 6 回 2025年 9月12日(金) 横浜医療福祉センター港南
- 第 7 回 2025年10月10日(金) ほうあん第二しおん
- 第 8 回 2025年11月14日(金) 神奈川産業振興センター
- 第 9 回 2025年12月12日(金) ソレイユ川崎
- 第10回 2026年 1月 9日(金) ゆう
- 第11回 2026年 2月13日(金) ウイリング横浜
- 第12回 2026年 3月13日(金) 横浜市多機能型拠点こまち

4 事務長会

内 容 施設運営、職員確保や働き方改革等についての情報交換・意見交換

- 第1回 2025年 6月 6日(金) Web 会議
- 第2回 2026年 1月23日(金) Web 会議

5 看護師長会

内 容 重症心身障害認定看護師研修運営、看護管理情報交換 等

- 第1回 2025年 4月11日(金) 七沢療育園
- 第2回 2025年 7月18日(金) ライフゆう
- 第3回 2025年 9月19日(金) サルビア
- 第4回 2025年10月17日(金) 神奈川県立こども医療センター

- 第5回 2025年12月19日(金) 神奈川病院
- 第6回 2026年 1月16日(金) 横浜市多機能型拠点こまち
- 第7回 2026年 2月20日(金) 小さき花の園

6 入所施設部会

- 内 容 より良い支援のために、各施設の情報共有とディスカッション
- 第1回 2025年 5月20日(火) ライフゆう
 - 第2回 2025年 7月15日(火) 神奈川県立こども医療センター
 - 第3回 2025年 9月16日(火) 小さき花の園
 - 第4回 2025年11月18日(火) 神奈川病院
 - 第5回 2026年 2月 3日(火) 相模原療育園

7 通所施設部会

- 内 容 各事業所の課題に対する情報共有・意見交換
- 第1回 2025年 5月27日(火) 水平線
 - 第2回 2025年 7月22日(火) 若草
 - 第3回 2025年 9月30日(火) みどりの家
 - 第4回 2025年11月25日(火) ほうあん第二しおん
 - 第5回 2026年 1月27日(火) 松が丘園

8 看護部会

- 内 容 看護の質向上のため、各施設での看護実践の現状を踏まえた情報交換を行う。
- 第1回 2025年 7月 1日(火) 横浜医療福祉センター港南
 - 第2回 2025年 9月 2日(火) 横浜療育医療センター
 - 第3回 2025年11月 4日(火) 神奈川県立こども医療センター
 - 第4回 2026年 1月13日(火) ライフゆう

9 栄養士部会

内 容 栄養管理（エネルギーの設定）について情報共有・意見交換

第1回 2025年 6月20日（金） Web 会議

第2回 2026年 2月 5日（木） Web 会議

10 リハビリテーション部会

内 容 各施設の情報交換・意見交換、今後の部会の方針について

第1回 2025年 6月27日（金） Web 会議

第2回 2025年12月26日（金） Web 会議

11 薬剤師部会

内 容 各施設の情報交換・意見交換

第1回 2025年 7月 2日（水） Web 会議

第2回 2026年 1月28日（水） Web 会議

12 施設長会 2025年 9月20日（土） 実践報告会会場にて顔合わせ

13 関係機関との連絡会

日 時 2025年11月14日（金）

開 催 神奈川産業振興センター、Web のハイブリット開催

出 席 神奈川県福祉子どもみらい局障害サービス課福祉施設グループ
神奈川県福祉子どもみらい局障害福祉課生活支援グループ
横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課
相模原市高齢・障害者福祉課
横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課
横須賀市児童相談所相談係
神奈川県重症心身障害児（者）を守る会
重心協加盟23施設

[関係機関12名 当協議会59名 計71名]

- 内 容： 1) 神奈川県による昨年度から現在までの施策に対する進捗状況等の説明
2) 重心協から報告（重症心身障害児者を取り巻く現状と課題/実践報告）
3) 重心協からの質問事項についての関係機関からの説明・質疑応答

1.4 研修会

1) 実践報告会

- 日 時 2025年9月20日（土）
開 催 ラスカ茅ヶ崎ホール 6階 レンタルスペース
基調講演 「茅ヶ崎支援学校での取り組み
—小学部から高等部までの学びのつながりと進路支援」
実践報告 「利用者のより豊かな生活を目指して」（9演題）

2) 交流研修会①(入所)

- 日 時 2025年12月 3日（水）、11日（木）
開 催 ライフゆう
内 容 入所施設利用者の日常生活の見学・支援、意見交換

3) 交流研修会②(通所)

- 日 時 2025年11月 4日(火)、11日(火)、18日(火)、20日(木)
開 催 水平線
内 容 通所施設利用者の日常生活の見学・支援、意見交換

4) 職員研修会

- 日 時 2026年 2月12日（木）
開 催 横浜医療福祉センター港南
内 容 意思決定支援について
・各加盟施設内での取り組みの共有、グループワーク
講 師 社会福祉法人みなと舎
理事長 森下 浩明 氏

2025年度 神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会 役員名簿

(2025年4月3日現在)

施設名	こども医療センター		小さき花の園		神奈川病院		七沢療育園		横浜療育医療センター		相模原療育園	
施設長会	施設長	辻 恵	園長	大津 真優	院長	中村 守男	園長	吉橋 学	センター長	甲斐 純夫	施設長	細田 のぞみ
事務長会	生活支援課長代理	瀬戸 正史	事務部長	川北 昌弘	事務部長	町田 裕	副園長	大場 誠一郎	管理部長	芳賀 啓喜	事務局長	青木 仁
看護師長会	看護科長	石田 正人	看護部長	西角 一恵	看護師長	渡邊 真紀	看護科長	田口 元子	看護部長	松宮 枝利子	看護生活支援部長	藤原 千賀子
幹事会	生活支援課長代理	瀬戸 正史	療育部長	坂口 英樹	療育指導室長	深町 尚衣	兼)支援課長	大場 誠一郎	生活支援課長	永藤 富子	生活支援課長代理	大石 伸夫
入所施設部会	生活支援課	高野 瑞希	介護福祉士 (療育部副主任)	清水 愛海	児童指導員	野中 恵美	生活支援員	岸本 佳奈	生活支援員	松澤 桃子	生活支援員	木暮 響
通所施設部会			生活支援員	相澤 友貴子					生活支援員	小寺 晴美	生活支援員	福井 温子
看護部会	看護師	深澤 明季	看護師 (主任看護師)	安岡 尚浩	看護師	堀内 恵里	看護師	原田 浩行	看護師	木下 明香里	看護師	高田 妙香
栄養士部会	栄養管理科	齋藤 柚葉	管理栄養士 (診療部主任)	金敷 祐子	栄養士	安達 小夏	管理栄養士	森田 雪水	管理栄養士	堀口 京子	栄養管理士	植田 かおり
リハビリ部会	理学療法士	岩島 千鶴子	理学療法士 (診療部主任)	中島 真文	作業療法主任	三木 英裕	理学療法士	波多野 直	リハビリ	杉本 路斗	理学療法士	深澤 宏昭
薬剤師部会	薬剤師	齋木 一郎	薬剤師 (診療部主任)	鈴木 礼佳							薬剤師	井上 多江子
施設名	太陽の門福祉医療センター		ソレイユ川崎		サルビア		ワゲン療育病院長竹		ライフゆう		横浜医療福祉センター港南	
施設長会	施設長	北條 彰	施設長	須貝 研司	施設長	酒井 章次	施設長	村上 研一	施設長	水口 浩一	センター長	根津 敦夫
事務長会	事務課長	熊澤 幸貴	キャンパス長	小山 勝	事務長	米田 衛	事務長	真田 哲也	事務長	安田 一之	管理課長	内田 謙吾
看護師長会	看護部長	眞鍋 裕紀子	看護部長	高木 由美	看護師長	大橋 美由紀	看護部長	平川 千鶴子	看護支援部長	小島 陽子	看護部長	篠 希代美
幹事会	生活支援課長	加藤 裕次郎	生活支援課長	吉田 英大	ソーシャルワーカー主任	富田 香	生活支援課長	高橋 博行	リハ主任	近藤 晃義	生活支援課長	諸節 安賢
入所施設部会	支援スタッフ	北村 真奈美	介護リーダー	菊地 彩香理	保育士	小森 慎市	生活支援係長	山下 貴浩	支援課長	天野 美香	生活支援主任	深田 晴美
通所施設部会			生活支援員	横島 千乃			生活支援員	吉川 拓臣				
看護部会	看護師	向原 淳子	看護主任	本間 圭美	看護師	後藤 かほり	看護師	山村 和美	看護師	知久 直子	看護主任	大澤 優子
栄養士部会	管理栄養士	山崎 彩	栄養士	星 華子	管理栄養士	宇津木 菜奈	管理栄養士主任	牧 由香	管理栄養士	小梅枝 香	管理栄養士	名護屋 恵理
リハビリ部会	理学療法士	順風 翔太	リハビリ部長	岸本 光夫	理学療法士	菊谷 尚輝	理学療法士	加藤 友三郎	理学療法士	佐野 しおり	リハ課長	加藤 貴子
薬剤師部会	薬剤師	石黒 優子	薬剤師	山浦 綾乃	薬剤部部長	菅野 浩	薬剤科長	宮地 正和			薬剤師	麻野間 綾子

2025年度 神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会 役員名簿

(2025年4月1日現在)

施設名	朋		湘南マロニエ		ほうあん第二しおん		こぶし園		ゆう		若草	
施設長会	施設長	庄司 七重	所長	金子 敦也	所長	近藤 秀樹	施設長	大野 直行	施設長	前田 智美	施設長	渡邊 昌弘
事務長会									事務局長	五十嵐 裕		
看護師長会											看護主査	石井 一十三
幹事会	支援スタッフ	吉田 佳代子	支援課長	石黒 賢一	副所長	本田 節俊	施設長補佐	熊田 悦子	施設長	前田 智美	支援主査	伊藤 健
入所施設部会							サービス管理責任者					
通所施設部会	支援スタッフ	林 琴美	支援員	安藤 美香	支援員	露木 翼	支援員	池浦 康之	支援主任	古谷 妙子	支援員	中軍 幸枝
看護部会							看護師	岡野 真季			看護主任	一戸 真弓
栄養士部会			栄養士	中静 明美			栄養士	加藤 圭				
リハビリ部会												
薬剤師部会												
施設名	みどりの家		水平線		松が丘園		横浜市多機能型拠点こまち		ちがさきの木魂			
施設長会	施設長	出口 博喜	施設長	矢澤 公作			施設長	西田 守希				
事務長会	事務長	太田 幸弘										
看護師長会							副施設長	森田 澄子				
幹事会	管理者	佐藤 鉄也	副施設長	信田 美絵	課長	村山 毅	課長補佐	北本 由美子	課長	熊切 道人		
入所施設部会												
通所施設部会	サビ管	小川 未紗	生活支援員	長谷川 美佳	主任	峯村 深	主任	甲田 祐樹	主任	半澤 裕人		
看護部会	看護師	奈須 英一			看護師	大類 雪江	看護師	片桐 江利子				
栄養士部会							管理栄養士	山田 恵子				
リハビリ部会	PT主任	石橋 光平	PT	湯山いづみ			理学療法士	鈴木 哉				
薬剤師部会												

2025年度 神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会 施設名簿

(2025年4月3日現在)

施設名	こども医療センター		小さき花の園		神奈川病院		七沢療育園		横浜療育医療センター		相模原療育園	
理事長	法人理事長	阿南 英明	理事長	足立 徹也	理事長	新木 一弘	理事長	霜尾 克彦	理事長	田中 博章	理事長	尾崎 仁
施設長・園長	施設長	辻 恵	園長	大津 真優	院長	中村 守男	園長	吉橋 学	センター長	甲斐 純夫	施設長	細田 のぞみ
副施設長・副園長			副園長	立石 格	副院長	布施川 久恵	副園長	大場 誠一郎				
医師	医務課長	辻 恵	主任医長	新開 真人	渡辺 博子	石井 徹仁	吉橋 学	市川 和志	診療部長	金子 かおり	医長	伊藤 誉子
					萬木 晋	佐藤 ひろ美	飯野 千恵子	安西 里恵	診療支援部長	筑丸 ゆり		
					萬木 暁美	伊藤 直香			安全管理部長	唐澤 久美子		
事務長	事務局長	中島 秀和	事務部長	川北 昌弘	事務部長	町田 裕	福祉局次長	池田 修	管理部長	芳賀 啓喜	事務局長	青木 仁
									管理課長	熊谷 知之		
看護師長	看護科長	石田 正人	看護部長	西角 一恵	看護師長	渡邊 真紀	看護科長	田口 元子	看護部長	松宮 枝利子	看護生活支援部長	藤原 千賀子
			看護師長	大橋 裕子	看護師長	踏分 則子						
療育長			看護師長	松原 由美子	療育指導室長	深町 尚衣			支援部長	長谷川 正宣		
			療育部長	坂口 英樹								
課長	生活支援課長代理	瀬戸 正史	相談支援部長	守 めいみ			兼)支援課長	大場 誠一郎	看護課長	支援課長	看護課長	石岡 真保
			看護師長代理	田中 千絵					佐藤 貞子	上村 さとみ	生活支援課長	小澤 美津子
			療育課長	蔭山 知実					倉島 由利	福嶋 亘	看護課長代理	澁谷 理恵
									黒川 清美	坪井 朋子	看護課長代理	福田 恵子
									池谷 貴美子	永藤 富子	生活支援課長代理	大石 伸夫
									木村 尚美	林 卓志		
								上松 康子	町田 尚琢			
									渡辺 美奈子			
施設名	太陽の門福祉医療センター		ソレイユ川崎		サルビア		ワゲン療育病院長竹		ライフゆう		横浜医療福祉センター港南	
理事長	理事長	石川 修	理事長	酒井 亮介	支部長	赤星 透	理事長	松本 豊	理事長	森下 浩明	理事長	田中 博章
施設長・園長	施設長	北條 彰	施設長	須貝 研司	施設長	酒井 章次	施設長	村上 研一	施設長	水口 浩一	センター長	根津 敦夫
	常務理事	榎原 友二										
副施設長・副園長					副施設長	上石 晶子					診療部長	武下 草生子
医師	診療部長	兵頭 昌樹	病院長	麻生 雅子					医長	北形 仁		
事務長	事務課長	熊澤 幸貴	キャンパス長	小山 勝	事務長	米田 衛	事務長	真田 哲也	事務長	安田 一之	管理部長	矢後 勝之
			事務長	友田 和弥							管理課長	内田 謙吾
看護師長	看護部長	眞鍋 裕紀子	看護部長	高木 由美	看護師長	大橋 美由紀	看護部長	平川 千鶴子	看護支援部長	小島 陽子	看護部長	篠 希代美
			統括看護長	和田 詩子			看護師長	本多 薫	看護師長	田中 有		
			看護師長	前田 あき								
療育長						生活支援課長	高橋 博行			生活支援部長	榎原 利絵子	
課長	生活支援課長	加藤 裕次郎	生活支援課長	吉田 英大			生活支援係長	山下 貴浩	支援課長	天野 美香	看護課長	生活支援課長
			主任相談員	阿部 成宏							吉村 とし江	諸節 安賢
											樋口 明希	小林 勇介
											長滝 明子	内田 貴也
											道本 直也	原口 裕也
										鳥居 愛	田村 俊光	

2025年度 神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会 施設名簿

(2025年4月3日現在)

施設名	朋		湘南マロニエ		ほうあん第二しおん		こぶし園		ゆう		若草	
理事長	理事長	名里 晴美	理事長	伊澤 興子	理事長	大水 健晴	理事長	萩原 利昌	理事長	森下 浩明	理事長	桜井 和典
施設長・園長	施設長	庄司 七重	所長	金子 敦也	所長	近藤 秀樹	施設長	大野 直行	施設長	前田 智美	施設長	渡邊 昌弘
副施設長・副園長					副所長	本田 節俊						
医師											医師	岩本 弘子
											医師	千葉 康洋
											医師	山本 勇夫
事務長			事務長	鈴木 秀一					事務局長	五十嵐 裕		
看護師長											看護主査	石井 一十三
療育長												
課長	支援課長	妹尾 雅史	支援課長	石黒 賢一								
施設名	みどりの家		水平線		松が丘園		横浜市多機能型拠点こまち		ちがさきの木魂			
理事長	理事長	太田 幸弘	理事長	河内 智恵子	理事長	武石 宣子	理事長	佐々木 寛志	理事長	河内 智恵子		
施設長・園長	施設長	出口 博喜	施設長	矢澤 公作	管理者	村山 毅	施設長	西田 守希	施設長	安田 のり子		
副施設長・副園長	副施設長	村田 一哉	副施設長	信田 美絵			副施設長	森田 澄子				
医師	診療部長	石塚 丈広			嘱託医	武井 研二	診療所院長	大槻 則行				
							医師	青山 晴彦				
							医師	大串 健一郎				
							医師	岡村 航				
事務長	事務長	太田 幸弘										
看護師長							副施設長兼務	森田 澄子				
療育長	管理者	佐藤 鉄也										
課長			課長	大熊 真也	課長	村山 毅	課長補佐	井上 淳	課長	熊切 道人		
							課長補佐	石坂 涼子				
							課長補佐	北本 由美子				

部 会 報 告 書 (2025年度)

部会名	■事務長会/□看護師長会/□入所/□通所/□看護/□栄養士/□リハビリ/□薬剤師		
年間テーマ	各施設の状況、取り組み事案、課題を共有し、自施設の運営に活かす。 神奈川県重症心身障害児者関係施設の活性化を図る。		
活動回数	2 回 (内訳ZOOM開催 2 回 / 現地開催 0 回)		
活動費	0円	詳細	
部会長	氏名 : 友田 和弥 施設名 : ソレイユ川崎		
報告	テーマ	内容	開催方法
	2025年度部会計画の策定	部会の年間テーマ及び内容の協議、決定	■Zoom □現地()
	各施設の状況報告 取り組み事案、課題の確認	入所状況、職員確保、運営状況、働き方改革、取り組み、課題等の共有	■Zoom □現地()
			□Zoom □現地()
			□Zoom □現地()
			□Zoom □現地()
まとめ	<p>《第1回》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己紹介、今年度の計画書の立案、各施設の運営状況について報告を行った。 ・意見交換会にて、事務長会の進め方を検討し、希望があれば施設間で相談可能な形を取った。 <p>《第2回》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設より、フォーマットに則り状況報告書の作成と報告を行った。 ・施設の稼働状況や人員体制、人材確保に対する取り組み、厚生局適時調査における指摘事項、加算算定等の運営状況の共有及び意見交換を行った。 ・日用品の項目及び徴収費用等の確認を行った。 <p>《まとめ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回の開催であったが、各施設の運営状況等を知るとともに、事務運営に携わる方々とネットワークを構築することができた。ご利用者にとって、また職員にとってもより良い施設運営が行えるよう、定期的に開催していきたい。 		

部 会 報 告 書 (2025年度)

部会名	□事務長会/■看護師長会/□入所/□通所/□看護/□栄養士/□リハビリ/□薬剤師		
年間テーマ	①重心施設における最新の情報を得ることで、組織に貢献する。 ②昨年度の反省から来年度の重心認定講義を計画する。		
活動回数	8 回 (内訳ZOOM開催 回 / 現地開催 8 回)		
活動費	0 円	詳細	
部会長	氏名 高木由美	施設名: 重症児・者福祉医療施設 ソレイユ川崎	
報告	テーマ	内容	開催方法
	運営会議・重心認定会議	・年度初め挨拶・情報共有 ・小児訪問看護研修の補講研修をどうしていくか検討	□Zoom ■現地(七沢療育園)
	運営会議・重心認定会議	・情報共有・補講研修について、 ・令和6年研修生からのアンケートまとめ	□Zoom ■現地(港南)
	運営会議・重心認定会議	・神奈川県看護連盟より連盟の役割について、連盟の方より活動説明を受ける ・協会認定看護師の合格発表、今後の活動について	□Zoom ■現地(ライフゆう)
	運営会議・重心認定会議	・情報共有:虐待事案・不適切ケア対応について等 ・来年度認定講義についての講師選定	□Zoom ■現地(サルビア)
	運営会議・重心認定会議	・情報共有:ACPIについて、看護研究会の実践報告者横療松宮部長 ・講師選定・12月のホームページ掲載について等	□Zoom ■現地(港南)
	運営会議・重心認定会議	・情報共有:看護・支援記録、看護・支援計画、感染、医療安全について ・講師依頼文書・シラバス確認	□Zoom ■現地(神奈川病院)
	運営会議・重心認定会議	・情報共有:各施設感染状況、感染対策、人材確保に重症心身障害児者認定看護師部会の設立について ・研修について最終調整	□Zoom ■現地(こまち)
	運営会議・重心認定会議	・情報共有:ACPIについて ・講師依頼文書・受講生決定通知書送付	■Zoom(高木) ■現地(小さき花の園)
まとめ	今年度は、看護協会が重心認定審査の講義を開催できなくなる可能性を受けて神奈川重心協会で補講準備と講師選定に追われたが、最終的に他事業者が講義を担当したことで対応できた。一方、外部依存による運営リスクが明確になり、今後は全講義を自前で計画する体制の検討が必要であること、令和8年度研修は臨時会議で準備を整えられたこと、さらに情報交換では看護連盟からの動向把握や他施設の課題共有を通じて自施設の取り組みに活かせる知見が得られたことが確認された。		

部 会 報 告 書 (2025年度)

部会名	□事務長会/□看護師長会/□入所/■通所/□看護/□栄養士/□リハビリ/□薬剤師		
年間テーマ	各事業所の困りごとに即した情報の共有		
活動回数	5 回 (内訳ZOOM開催 0回 / 現地開催 5 回)		
活動費	0円	詳細	
部会長	氏名 小寺 晴美	施設名: 横浜療育医療センター 通所	
報告	テーマ	内容	開催方法
	・顔合わせ ・年間計画	参加者自己紹介、運営方法確認、年間活動内容について	□Zoom ■現地(水平線)
	・防災訓練 ・イベントの再開状況	防災訓練: マニュアル、実際の訓練状況など イベント: コロナ禍からどう再開したか、現在の実施状況など	□Zoom ■現地(若草)
	・活動について ・スタッフ間の情報共有	活動: どんな活動をしているのか、どんな工夫をしているのかなど 情報共有: どのように情報を共有しているのかなど	□Zoom ■現地(みどりの家)
	・自主製品 ・訪問理美容 ・外出先	自主製品: どんな商品を作っているか、作るときの工夫、販路拡大をどうしているのかなど 訪問理美容: 実施状況、どこで見つけるのかなど 外出先: どんな所におでかけにいっているのかなど	□Zoom ■現地(ほうあん第2しおん)
	・意思決定支援 ・年間振り返り	意思決定支援: 支援の進め方、聞き方、意思決定支援会議をどのように行っているのかなど 年間の振り返り	□Zoom ■現地(松が丘園)
まとめ	<p>全5回とも現地開催で実施することができ、毎回事業所内を見学しながら、それぞれの特色を把握する機会となった。テーマについては、1回目の会議時に各事業所から意見を出し合い決定。各事業所が抱えている課題や、他事業所の取り組みを知りたい点などを持ち寄り、最終的に8つのテーマに絞り込んだ。振り返りでは、毎年度似たようなテーマになっているとの意見もあり、来年度は今年度と重複しない内容が望ましい。ただし、活動内容や意思決定に関する事項は支援の主軸であり、必要に応じて意見交換のテーマとして取り上げることは妥当である。また、各事業所の意見を持ち帰り、自事業所の参考にしたり、実際の業務に取り入れたりするなど、話し合いの内容が現場の変化につながっている事例も見られ、話し合いが確実に活かされていることが分かった。議事録については、書記担当の負担軽減や発言内容のニュアンスを正確に残すため、話した内容をメールで送付したり、紙面で渡すなど、互いに協力しながら対応した。今後は、共有サーバーに事前に内容を入力したうえで会議に参加する方法(例: Googleスペースの活用)も良いのではとの案も挙がった。なお、2023年度に部会長を輪番制とするとしたが、現場の状況により参加が難しく、引き受けが困難な事業所が出ている。次回は、2028年度に予定していたソレイユ川崎が部会長を引き受けることとなった。</p>		

部 会 報 告 書 (2025年度)

部会名	□事務長会/□看護師長会/■入所/□通所/□看護/□栄養士/□リハビリ/□薬剤師		
年間テーマ	より良い支援のために		
活動回数	5 回 (内訳ZOOM開催 回 / 現地開催 5 回)		
活動費	0 円	詳細	
部会長	氏名 清水愛海		施設名: 小さき花の園
報告	テーマ	内容	開催方法
	年間のテーマ決定	年間のテーマ決定	<input type="checkbox"/> Zoom <input checked="" type="checkbox"/> 現地(ライフゆう)
	全体活動について	各施設が行っている全体活動の内容の共有	<input type="checkbox"/> Zoom <input checked="" type="checkbox"/> 現地(こども医療センター)
	個別活動について	時間と人員が限られている中、どのように個別活動を行っているか	<input type="checkbox"/> Zoom <input checked="" type="checkbox"/> 現地(小さき花の園)
	医療度の高い方の活動	活動環境・人員配置等どのようなことに気を付けるか	<input type="checkbox"/> Zoom <input checked="" type="checkbox"/> 現地(神奈川病院)
	まとめ	年間を通して交換した意見をどのように持ち帰り生かすことができたか	<input type="checkbox"/> Zoom <input checked="" type="checkbox"/> 現地(相模原療育園)
			<input type="checkbox"/> Zoom <input type="checkbox"/> 現地()
			<input type="checkbox"/> Zoom <input type="checkbox"/> 現地()
まとめ	<p>今年度は5回全て施設の現地開催をした。各施設がテーマに沿って実施している取り組みをまとめ、順番に発表し、ディスカッションの時間を設ける形式とした。また、各施設でテーマ以外に気になる点や困っている点について質問できる時間も設け、他施設がどのように対応しているか意見交換を行う場を設定した。これらの課題には、人員不足、利用者様への接遇、活動の時間確保のための他部署との連携方法など共通点が多く見られた。そのため、次年度はこれらの共通課題をテーマとして継続的に話し合い、年度末にその成果を簡潔にまとめる形にしても良いと考える。</p>		

部 会 報 告 書 (2025年度)

部会名	□事務長会/□看護師長会/□入所/□通所/■看護/□栄養士/□リハビリ/□薬剤師			
年間テーマ	各施設での看護実践の現状を踏まえ、情報交換を行い、看護の質の向上につなげる。			
活動回数	4回 (内訳ZOOM開催 回 / 現地開催 4回)			
活動費	0 円	詳細		
部会長	氏名	—	施設名	—
報告	テーマ	内容	開催方法	
	1)年間テーマについて	・グループワークで意見交換 ・情報共有 ・施設見学	7/1 司会:横浜医療福祉センター-港南 大澤 ■現地(横浜医療福祉センター-港南)	
	2)防災について各施設の取り組み 教育について情報共有	・グループワークで意見交換 ・情報共有 ・施設見学	9/2 司会:相模原療育園 高田 ■現地(ライフゆう)	
	3)防災の取り組み アクションカード、フロー チャートの共有	・グループワークで意見交換 ・情報共有 ・施設見学	11/4 司会:サルビア 後藤 ■現地(こども医療センター)	
	4)防災の購入品 療育内容や協力体制 について	・グループワークで意見交換 ・情報共有 ・施設見学	1/13 司会:横浜市多機能型拠点こまち 片桐 ■現地(横浜療育医療センター)	
			<input type="checkbox"/> Zoom <input type="checkbox"/> 現地()	
			<input type="checkbox"/> Zoom <input type="checkbox"/> 現地()	
まとめ	<p>各施設から検討事項を募り、上記の共通の課題について意見交換や情報共有を行った。現地開催により対面方式での意見交換が実施され、各施設の取り組みや現状、課題について活発に意見交換することが出来た。さらに、その情報を自施設に持ち帰り、活用し、フィードバックを得ることが出来た。</p> <p>また施設見学で実際の現場を見学することができ、各施設の特徴や強みなどを知ることが出来た。そのうえで改めて自施設の特徴を知り、課題も見つかった。今後も現地開催で施設の見学が望ましいと感じる。</p>			

部 会 報 告 書 (2025年度)

部会名	□事務長会/□看護師長会/□入所/□通所/□看護/■栄養士/□リハビリ/□薬剤師		
年間テーマ	栄養管理(エネルギーの設定)について		
活動回数	2 回 (内訳ZOOM開催 2 回 / 現地開催 0 回)		
活動費	0 円	詳細	
部会長	氏名 小梅枝 香		施設名:ライフゆう
報告	テーマ	内容	開催方法
	6/20 栄養管理について	各施設での取り組み発表① 6施設による取り組み発表・質疑応答	■Zoom □現地()
	2/5 栄養管理について	各施設での取り組み発表② 6施設による取り組み発表・質疑応答 来年度の内容の案について	■Zoom □現地()
			□Zoom □現地()
			□Zoom □現地()
			□Zoom □現地()
まとめ	<p>各施設での栄養管理の取り組み、特に利用者様の栄養素量の設定をどのような根拠や数値を用いて決定しているのかを学び、他施設の取り組みを知ったことで、自分の施設で直面している課題に対する解決策をつかめた気がするとの感想が聞かれた。重心施設の特徴として、利用者様おひとりおひとりの個別性が非常に大きく、日本人の食事摂取基準などをもとに、それぞれの施設でどのように解釈や工夫をされているのか知ることができたので、是非今後の業務に活かしていきたい。また、施設内の栄養委員会(給食委員会)での取り組みも含めて発表した施設もあり、来年度の内容の候補として、「他施設の栄養管理(給食)委員会の運営の仕方について(どんなことをしているか)」是非聞いてみたいとの意見があがるなど、来年度へのつながりも持てる良いテーマだった。</p> <p>今年度は2回ともZOOMでの開催としたが、多くの施設で1・2名ずつの配属が多い栄養士という職種の特徴からもZOOMの方が出席しやすいとの声が多くあがった。今後も、各年度のテーマの内容に応じて、ZOOMと現地開催どちらがより適しているのかを考え、開催方法を決定していきたい。</p>		

部 会 報 告 書 (2025年度)

部会名	□事務長会/□看護師長会/□入所/□通所/□看護/□栄養士/■リハビリ/□薬剤師		
年間テーマ	今後のリハ部会の方針について		
活動回数	2 回 (内訳ZOOM開催 2 回 / 現地開催 回)		
活動費	0 円	詳細	
部会長	氏名 佐野しおり		施設名: ライフゆう
報告	テーマ	内容	開催方法
	今後の話し合い	今後のリハ部会で行う内容について	■Zoom □現地()
	発表と討論	決定したトピックについての発表	■Zoom □現地()
			□Zoom □現地()
			□Zoom □現地()
			□Zoom □現地()
			□Zoom □現地()
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度より各施設共通の研修資料作成(移乗介助や骨折予防)を検討していたが、現在の体制では難しいと判断した。 ・改めて部会の方針を話し合い、テーマ発表を中心に情報共有を行う場とすることとした。 ・テーマ「骨折について」を2施設より発表。 ・来年度より現地とZOOM併用で開催予定。 		

2025年度 神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会

関係機関との連絡会 次第

日 時 2025年11月14日（金）

時 間 14：00～16：30

場 所 神奈川産業振興センター 13階

第2会議室/Zoom（ハイブリット会議）

1 開会の挨拶

会長 水口 浩一氏（ライフゆう施設長）

2 関係機関との連絡会

1) 神奈川県による昨年度から現在までの施策に対する進捗状況等の説明

2) 重心協から報告（重症心身障害児者を取り巻く現状と課題/事例報告）

重症心身障害児者を取り巻く現状と課題「地域での暮らしや活動、地域移行について」

- ・生活介護事業の運営について
- ・短期入所について
- ・地域活動等について
- ・地域移行の事例紹介（2例）

3) 重心協からの質問事項についての関係機関からの説明・質疑応答

3 神奈川県重症心身障害児（者）を守る会 挨拶

会長 谷口 久美様

4 閉会の挨拶

副会長 村上 研一氏（ワゲン療育病院長竹 施設長）

関係機関との連絡会

神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会

2025年11月14日(金)
神奈川県産業振興センター

本日の内容・テーマ

1. 神奈川県からの行政説明
2. 重心協からの報告
3. 各行政機関への質問に対する回答

生活介護事業・短期入所の現状と課題

地域での暮らしや活動／地域移行について

1. 神奈川県からの行政説明

- ① 今後の県立障害者支援施設のあり方について
- ② 過齡児対策について
- ③ 地域福祉課災害福祉グループの新設について

3

2. 重心協からの報告

- 重症心身障害児者を取り巻く環境と課題
 - 生活介護事業の運営について
 - 短期入所について
 - 地域活動等について
 - 地域移行の事例紹介（2例）

4

重症心身障害児者を取り巻く環境と課題

- 協議会加盟施設にアンケートを実施

目的：

制度・人材・医療連携・地域支援などの課題を明らかに

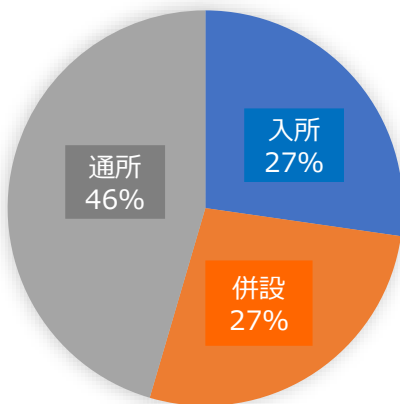
本報告の位置づけ：

支援体制の改善に向けた基礎資料として

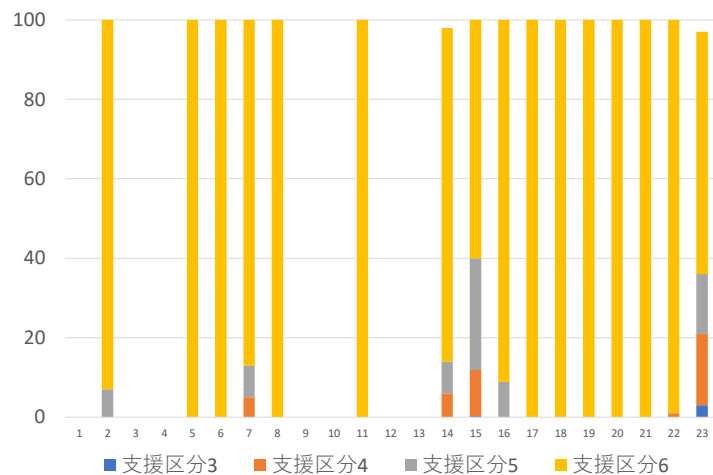
5

生活介護事業所、利用者の支援区分と施設形態

施設種別

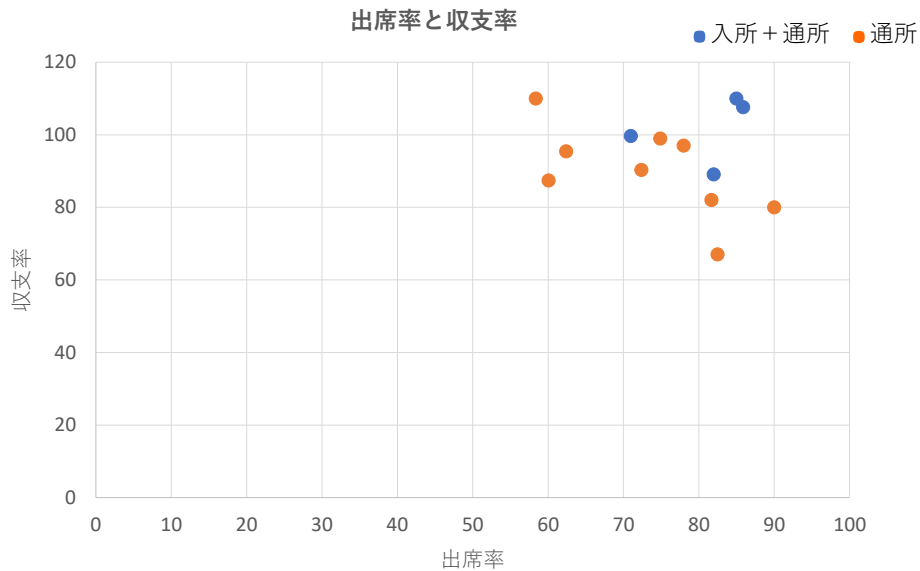


支援区分の割合



6

通所施設の出席率と収支状況



7

報酬制度と加算の実態

課題	内容
医療的ケアの負担	看護師不足により加算が算定できないケースあり。医療度の高い利用者対応が困難。
送迎支援の限界	看護師付き添いが必要な送迎に対する加算が不十分。
入浴サービスの停止	入浴支援加算を算定できない状況が一部にあり、サービス提供に支障。
制度設計の限界	基本報酬の減額や加算の複雑さにより、実質的な収入増が限定的。
定員と収支のバランス	定員削減による収支改善は一時的で、長期的な運営安定には不安が残る。

8

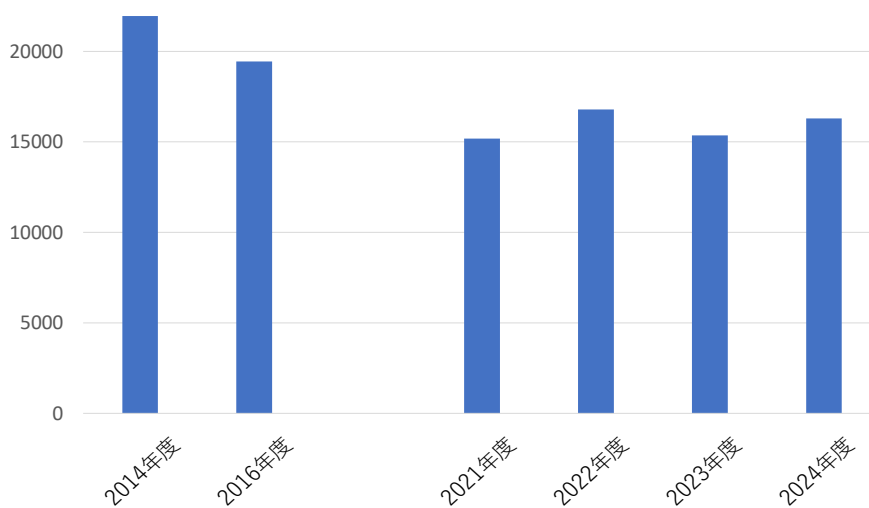
短期入所の運営実態

- 利用までの流れ・待機期間（利用まで2～3ヶ月以上）
「事前診察 → 体験利用 → 調整会議 → 本利用(日中・宿泊)」
- 呼吸器利用者の受け入れ困難
- 長期利用・土日利用・緊急時対応への要望
- 活動の充実や入浴回数の増加希望

9

短期入所の受け入れ実績

短期入所 受け入れ日数（加盟施設全体合計）



10

地域との関わりと制度的制約

カテゴリ	内容例
ボランティア受け入れ	ピアノ演奏、読み聞かせ、ドッグセラピー、保育実習生の参加、高校生ボランティア、音楽会など
地域イベント参加・開催	夏祭り、バザー、節分祭、地域の祭りへの出店、オープンデー、防災訓練など
地域交流・外出活動	近隣店舗への買い物、散歩、喫茶イベント（村の珈琲）、地域施設との交流、クリーン隊活動
製品販売・展示	自主製品展示会、レジン作品納品、作業販売、製作物の販売
情報発信・広報	インスタ・ホームページで日々の様子を配信、地域ケーブルテレビとの協力
施設間・法人間交流	同法人・他法人の生活介護事業所との交流、自立支援協議会でのイベント連携

11

移行支援の取り組み

- ・支援会議・移行計画の実施状況
- ・グループホーム等への移行事例

【課題】

- ・コーディネーターの配置など、移行支援体制の整備が不十分
- ・社会資源（GH・生活介護）の受け皿不足
- ・卒業後の暮らし全体を見据えた支援が必要

12

地域移行支援の取り組み事例

- 療養介護施設からグループホームへの移行事例の紹介

13

療養介護施設から

グループホームに移行した事例 ①

療養介護施設から

グループホームに移行した事例 ②

まとめ

- 共通する課題

人材不足

制度の不整合

地域移行の受け皿不足

利用者ニーズに対する対応困難

3. 各行政機関への質問事項に対するご回答

- 神奈川県
- 横浜市
- 相模原市
- 横須賀市
- 川崎市

17

ご参加いただき
ありがとうございました

○ 今後の県立障害者支援施設のあり方について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」（以下「ビジョン」という。）の中で示した各県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）の方向性について、現在の取組状況を報告する。

（ビジョンでの県立施設の方向性に関する整理）

県立施設として継続 地方独立行政法人による運営に移行する	中井やまゆり園（※）
民間法人へ移譲 （移譲に向けて、利用者や家族、現指定管理者（指定管理施設のみ）の意向も踏まえながら、移譲の時期、相手先や条件の検討を進め、調整がついた施設から順次、移譲していく。）	さがみ緑風園 厚木精華園 三浦しらとり園
引き続き方向性を検討 （指定管理や施設の再整備の状況を踏まえて、引き続き検討していく。）	芹が谷やまゆり園 津久井やまゆり園 愛名やまゆり園

※中井やまゆり園は、令和8年4月の地方独立行政法人化に向けて、準備中。

（詳細は、「6 新たな地方独立行政法人の設立について」で別途報告）

(1) 民間法人への移譲を検討する施設

ア さがみ緑風園

(ア) 現状

- ・ 平成14年の開設時は定員160名の大規模施設であったが、入所者の減少が続き、現在の入所者数は29名（定員40名）である。
- ・ このため、2階建ての建物のうち居住フロアとして使用しているのは、2階の一部だけとなっている。
- ・ 最重度の身体障害者用の施設として、民間施設に比べて広く、ゆとりを持ったつくりの建物であり、維持・管理費がかかる。

(イ) 検討状況

- ・ 建物の使用していない部分（建物1階部分と2階の一部）のうち、1階部分は児童相談所の一時保護所として活用予定である。

(ウ) 今後の対応

- ・ 移譲に向け、建物の今後の維持・管理コストを整理するなど、移譲条件等を整理する。

イ 厚木精華園

(ア) 現状

- ・ 市街地から離れた立地であり、園外での日中活動の機会や地域との交流の場が少ない状況である。また、高齢の知的障害者支援のモデル施設であったことから高齢者が多く、地域生活移行が進んでいない。
- ・ 隣接地は土砂災害特別警戒区域に指定されている。
- ・ 建物は築30年が経過し、定員112名の大規模施設で、2人部屋が中心の多床室となっている。
- ・ 令和7年4月から県職員を派遣し、介護保険サービスへの移行へ向け、ノウハウなどを伝えるなど、実践的な取組を行っている。
- ・ 民間移譲に向けた検討に時間を要することから、指定管理を令和9年度まで延長した。

(イ) 検討状況

- ・ 民間移譲にあたって、この地域での事業展開を検討するため、近隣で障害福祉サービス事業所を運営する複数の民間法人から、現在の運営状況、課題等のヒアリングを行い、利用者の地域生活移行に向け、課題を抱える法人があることを確認した。
- ・ 移譲にあたっては、移譲希望の法人から実効性ある計画の提案を募り、選定にあたっては、公募の方向で検討していく。

(ウ) 今後の対応

地元自治体、指定管理者、基幹相談及び近隣の民間法人で構成する勉強会を立ち上げ、移譲に向け、地域における施設のあり方等について検討する。

ウ 三浦しらとり園

(ア) 現状

- ・ 知的障害児と知的障害者の複合施設である。
- ・ 建物は築42年が経過し、児者あわせて定員152名の大規模施設で、多床室が中心となっており、老朽化が進んでいることから、再整備が必要となっている。

(イ) 検討状況

- ・ 指定管理者は、入所者の地域生活移行を進め、定員規模の縮小などの検討を行っている。
- ・ 県では、移譲に向けて、指定管理者や複数の社会福祉法人に、重度障害者が地域に溶け込んだ暮らしを実現できるような小規模

な施設の運営や、地域生活の拠点としての必要な役割について、ヒアリングを行っている。

(ウ) 今後の対応

指定管理者や他の法人の意見を聞きながら、国の報酬でどのような効果的な運営ができるか検討するとともに、必要に応じて、県による財政的支援を検討していく。

(2) 引き続き方向性を検討する施設

ア 芹が谷やまゆり園及び津久井やまゆり園

(ア) 現状

- ・ 両園ともに建物は小規模ユニット施設として整備されている。
- ・ 園外に日中活動の拠点を設置し、又は設置する計画があるなど、積極的に地域生活移行に取り組んでいる。
- ・ 両園とも指定期間が令和9年度までであるため、遅くとも令和8年中には方向性を示す必要がある。

(イ) 検討状況

方向性の検討にあたって、各園の特徴や現状を把握するために、両施設を訪問して、日中活動、地域団体との連携、周辺地域の資源等について、視察やヒアリング等を行っている。

(ウ) 両園の取組

a 芹が谷やまゆり園

- ・ 令和6年3月に、地域での活動を促進する拠点とするため、園の近隣に従たる事業所（定員16名）を設置し、地域清掃に参加するなど、日中活動の機会を増やす取組を行っている。
- ・ グループホームの見学、実習及び体験を通じて地域生活移行を推進している。

b 津久井やまゆり園

- ・ 意思決定支援の担当者会議において、本人の望む生活ができているか等の確認を行い、利用者自らの意思が反映された生活の実現と、利用者からの意見を園の運営に反映させている。
- ・ 地区の社会福祉協議会や支援学校等との協力、地域イベントへの参加等、地域とのつながりが深く、また、在宅障害者等の生活介護の受入れを行うなど、地域の障害者を支える社会資源となっている。

(エ) 今後の対応

当事者目線の支援の実践や通過型施設として地域生活移行の取組等、指定管理の状況を検証しながら方向性を検討していく。

イ 愛名やまゆり園

(ア) 現状

- ・ 建物は築39年が経過し、定員120名の大規模施設で、4人部屋が中心の多床室となっており、老朽化が進んでいる。
- ・ 大規模施設は管理的、閉鎖的な支援に陥りやすいという構造的な課題がある。
- ・ 県全域からアクセスがしやすく、障害福祉サービス事業所をはじめ、地域資源が豊富な県央地域に立地している。

(イ) 検討状況

- ・ 将来的に、利用者の方々が地域に溶け込んで暮らせるようにするためには、どのようなあり方がふさわしいか、検討を進めている。
- ・ 県立施設として存続し、中井やまゆり園とともに、地方独立行政法人が一体的に運営することを視野に入れて検討を進めている。
- ・ 指定管理を令和9年度まで延長したが、令和10年度以降の運営方針を示す必要がある。

(ウ) 今後の対応

再整備や地方独立行政法人による運営を視野に入れ、引き続き、以下の検討を行う。

- ・ 地域に溶け込んだ暮らしの検討
- ・ 地域生活移行の推進
- ・ 組織執行体制の検討

(エ) その他

- ・ 県は、「「愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書」による県への指摘に係る検証結果報告書」を令和7年3月に取りまとめ、令和7年4月から県職員を派遣し、意思決定支援の推進や施設利用者の生活支援などを行っている。

(参考：県立施設の概要)

施設名 (所在地)	管理方法 指定管理者 指定期間	主な 対象	定員	築年数 (部屋)
中井やまゆり園 (中井町)	直営	知的	140人	築25年 (個室・多床室)
さがみ緑風園 (相模原市南区)	直営	身体	40人	築22年 (個室中心)
芹が谷やまゆり園 (横浜市港南区)	指定管理 同愛会・白根学園 令和5年4月から 令和10年3月まで	知的	66人	築3年 (個室)
津久井やまゆり園 (相模原市緑区)	指定管理 かながわ共同会 令和5年4月から 令和10年3月まで	知的	66人	築3年 (個室)
愛名やまゆり園 (厚木市)	指定管理 かながわ共同会 平成28年4月から 令和10年3月まで	知的	120人	築39年 (多床室中心)
厚木精華園 (厚木市)	指定管理 かながわ共同会 平成28年4月から 令和10年3月まで	知的	112人	築30年 (多床室中心)
三浦しらとり園 (横須賀市)	指定管理 清和会 令和5年4月から 令和10年3月まで	知的 (児・ 者)	40人 112人	築42年 (多床室中心)



障害児等移行支援関連事業について

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

入所児童等の移行支援及び移行調整の手引き(概要①)

※「障害児入所施設に入所する障害児等の移行支援・移行調整について(令和6年7月2日こども家庭庁支援局障害児支援課長通知より)」

入所児童等の移行支援及び移行調整の手引き(令和6年7月)(概要)

(令和6年7月2日こ支障第166号こども家庭庁支援局障害児支援課長通知)

別紙2

- 障害児入所施設に入所する児童については、成人期の生活に向けて、関係者による早期からの連携調整を進めるとともに、成人期に相応しい環境への移行に向けた支援の充実を図る必要。
- 令和4年改正児童福祉法(令和6年4月施行)により、移行調整の責任主体の明確化(都道府県・指定都市)と必要な場合に満23歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組みを構築。
- 都道府県等を中心に、関係機関が連携して移行支援・移行調整が進められるよう、基本的考え方や取り組むべき内容等について整理。(「障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係る手引き」(令和3年12月)を全面改定)

1. 移行支援・移行調整の基本的な考え方

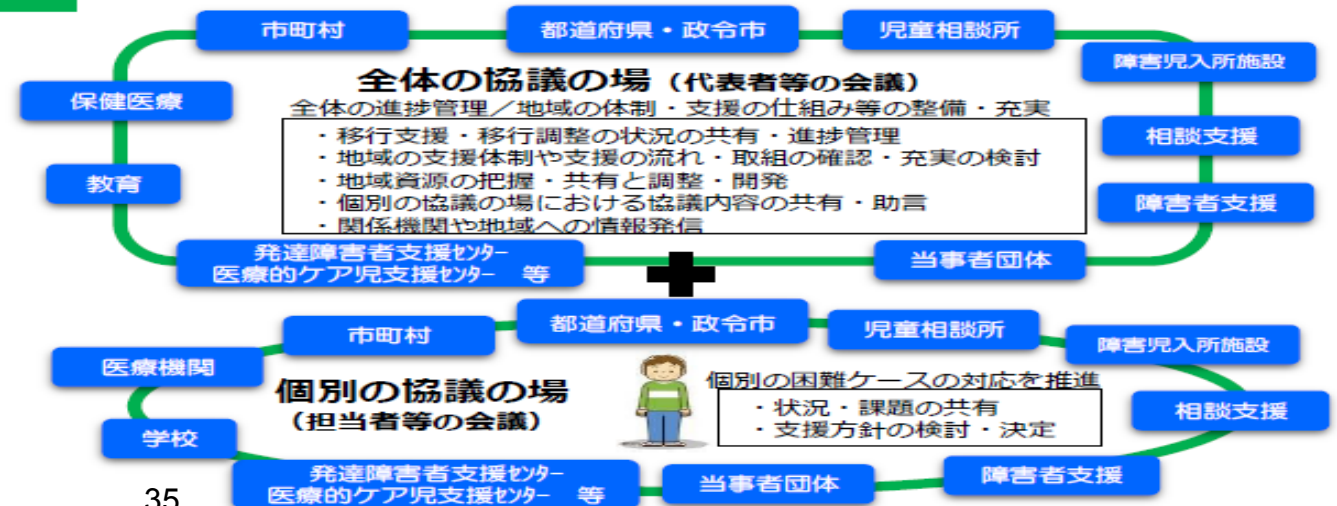
- ・障害児入所施設に入所するすべての児童が、自らが希望する成人期に相応しい環境の中で過ごすことができるよう、**都道府県等を中心に**、障害児入所施設、児童相談所、市町村、児童相談所、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、保健・医療、教育等の**関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、計画的に移行支援・移行調整を進め、円滑な移行を図っていく必要**
- ・**入所児童本人の意向が真に尊重されているか**について常に意識をもって対応する必要。**意思形成・意見表明を支援し**、保護者の意向とも調和を図りながら、**入所児童本人の選択を最大限に尊重**することが重要
- ・現時点の暮らしと育ちを充実させながら、日々の生活を通じて徐々に移行先やそこでの暮らし方を考えていくことが重要。**入所児童の生活を豊かにさせながら大人になっていくことを支援し、ウェルビーイングを実現していくという観点を持つことが重要**

2. 関係機関の役割と移行支援・移行調整の具体的取組

■都道府県・指定都市【移行の責任主体】

- 移行対象者の**状況把握・進捗管理**
 - ・調査等の実施、進捗確認等
- 「**協議の場**」の開催による連携・調整
 - ・関係機関の代表者等による「**全体の協議の場**」で管内の体制や支援の仕組み等を議論
 - ・個別事案の担当者等による「**個別の協議の場**」で個別の困難ケースの対応を議論
- 広域調整・広域連携**
 - ・管内市町村への情報提供や障害福祉サービス等の支給決定に係る広域調整
 - ・他の都道府県等との情報共有、入所児童や移行先に係る広域連携・広域調整
- 満18歳・満20歳までの**移行が困難な場合の給付決定・措置の延長**の対応

「協議の場」の開催イメージ



入所児童等の移行支援及び移行調整の手引き(概要②)

※「障害児入所施設に入所する障害児等の移行支援・移行調整について(令和6年7月2日こども家庭庁支援局障害児支援課長通知より)」

入所児童等の移行支援及び移行調整の手引き(令和6年7月)(概要)(続き)

2. 関係機関の役割と移行支援・移行調整の具体的取組(続き)

■ 障害児入所施設【移行支援計画に基づく移行支援・移行調整の実施主体】

○15歳以前からの本人への**意思形成支援・意見表明支援**

○**移行支援計画**の作成と当該計画に基づく**移行支援・移行調整**の実施

本人の状態や希望を踏まえ、関係者が連携して「移行支援計画」を作成し、当該計画に基づき支援・調整(ソーシャルワーク配置加算、移行支援関係機関連携加算も活用)

- ・移行後の生活を見据えた**自立支援**(生活、日中活動、外出、買い物、金銭管理等)
- ・居住や日中活動の**見学・体験**(選択肢の拡大と希望の形成) [日中活動支援加算も活用]
- ・**移行希望先**(移行先候補)との**調整、体験利用**(体験利用支援加算も活用)
- ・移行先決定後の**移行までの支援**(相談支援事業所等との調整、移行先への支援内容の共有等、権利擁護の対応等) [地域移行加算も活用]
- ・**移行後のフォロー**(生活が安定するまでの間、本人への相談援助、移行先への助言等)
- ・**家族への支援**(本人との関係構築、相談援助、きょうだい支援等) [家族支援加算も活用]

※計画作成・更新時等に「移行支援関係機関連携会議」を開催し関係機関と連携・協働

○移行調整が困難なケースへの対応(個別の協議の場を通じ関係機関が緊密に連携して対応)

このほか、入所児童の現在と将来の暮らしに関わる関係機関が、協議の場をはじめ様々な場面で役割を果たすとともに、緊密に連携して対応

- 児童相談所【入所児童の状況や支援のフォロー】 ■ 市町村【体験利用・移行後の生活を支える障害福祉サービスの給付決定、地域生活支援】
- 基幹相談支援センター【移行先選定支援、相談援助】 ■ 相談支援事業所【移行後の生活を支える障害福祉サービスや支援の調整】
- 地域生活支援拠点等【地域移行支援、緊急対応等の地域生活支援】 ■ 障害福祉サービス事業所【体験機会、移行後の居住・生活の支援】
- 保健・医療の関係機関 ■ 教育の関係機関 ■ 発達障害者支援センター・医療的ケア児支援センター ■ 当事者団体 等

3. その他

○障害福祉計画・障害児福祉計画と連動させた取組の推進

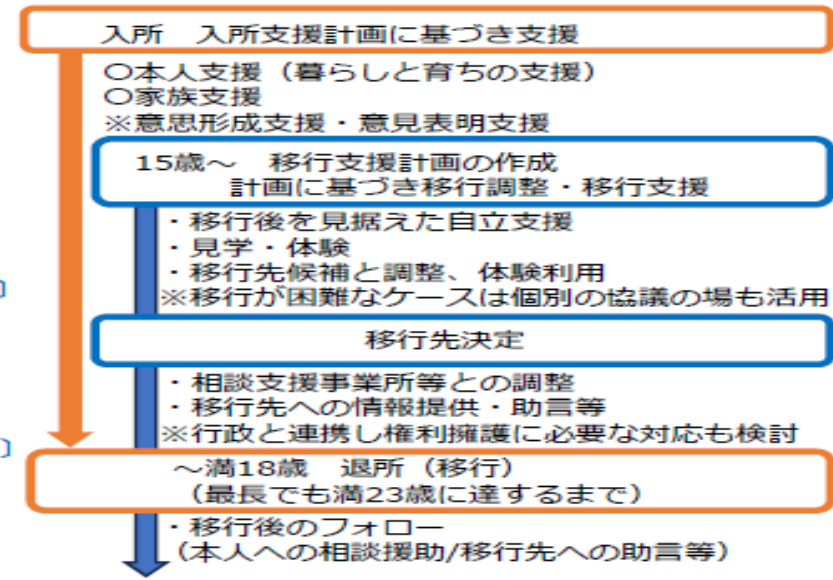
・都道府県等及び市町村においては、協議の場をはじめ、入所児童の移行支援・移行調整の取組について、障害福祉計画・障害児福祉計画に位置付けて、必要な障害福祉サービス等の整備を含め、中長期的な見通しを持って計画的に進めていくこと

○(自立支援)協議会と連携した取組の推進(協議の場との連動、地域の資源開発や計画への反映)

○障害児入所施設の障害者支援施設への転換や併設等の留意点

・児者転換・児者併設などの対応に際しては、障害児者への適切な支援や地域の受け皿の観点から「協議の場」等で丁寧に議論を行うこと

障害児入所施設の対応の流れ(イメージ)



これまでの過齡児移行対策会議における取組・検討内容

① 管内の移行対象者の把握・情報共有・進捗管理

児童相談所や障害児入所施設の協力を得て、管内の移行対象者(15歳以上)を把握し関係者間の情報共有や進捗管理を行っている。

③ 個別ケース会議

令和4年度より、現に18歳を超えていて移行が困難となっている方を対象者とし、課題把握、調整等を行っている。

把握した施策的課題は、対策会議内で議論し課題解決に向けた検討を行っている。

② 広域調整

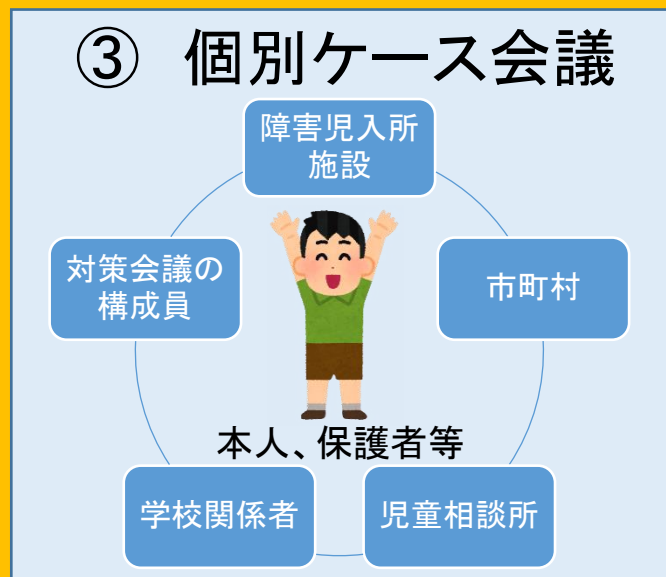
構成員から関係機関・団体等へ働きかけを行う。地域資源(グループホーム等)の情報を共有し、移行支援が円滑に展開できるようなシステム構築を検討している。

④ 地域資源開発

個別ケース会議や対策会議等を通じて、移行先として必要な地域資源について中長期的な見通しをもって議論し、障害福祉計画等へ反映させていく。

対策会議 ※ 取組イメージ

- ① 管内の移行対象者の把握・情報共有・進捗管理
- ・移行困難ケースの選定



- ### ② 広域調整
- ・地域資源の情報共有
 - ・システム構築の検討
 - ・関係団体へ働きかけ

- ### ④ 地域資源開発
- ・施策的課題を整理
 - ・福祉計画へ反映
 - ・具体的な取組検討



これまでの過齡児移行対策会議における検討内容

課題	解決の方向性	今後の取組
<p>1 【受入先を支える体制について】 過齡児の支援が難しく受入れることが困難。</p>	<p>受入先を支える 仕組みづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体験利用の促進 (体験利用補助) ・マッチング事業 (双方の情報把握) ・アドバイザー派遣 ・継続した課題把握
<p>2 【情報共有について】 移行調整の際、移行先の空き情報が分からない。 地域や受入れ先の支援者に過齡児の情報がない。</p>	<p>情報共有の様式設定や 仕組みづくり</p>	
<p>3 【児童相談所と市町村の早期連携】 【意思決定支援に必要な体験】 移行前から移行後までの関係機関のつながりが不足している。 本人が自分の将来を考えるために必要な情報や経験が足りない。</p>	<p>市町村と児童相談所の 早期連携 体験の機会を増やすた めの仕組みづくり</p>	
<p>4 【医療型障害児入所施設の移行課題の検討について】 児者併設施設では者施設への移行を前提とした対応がある。</p>	<p>検討に必要な情報につ いて、幅広い関係者から の意見を伺う</p>	

障害児等移行促進事業費補助金

○ 補助金の目的

障害児入所施設（福祉型・医療型）に入所中の障害児等が、年齢や特性に応じた障害福祉サービスに円滑に移行できるよう、障害福祉サービス事業所等の体験利用等を促進し、適切な療育環境の整備を図るため、障害福祉サービスを提供する施設及び事業所が行う移行支援事業（体験利用等）に要する経費に対し、補助金を交付する。

○ 補助内容

障害福祉サービスを提供する事業所等（GH、入所施設、生活介護事業所等）が障害児入所施設に入所する一定の状態にある障害児等の体験利用を受け入れるにあたり、職員加配を行った場合に補助金を交付する。

主な補助要件

〈受け入れ入所者の要件〉

※ 県又は県所管城市町村から措置、支給決定を受けている入所者のうちいずれかに該当すること

- 障害者総合支援法第21条に規定する障害支援区分の認定を受けていて、障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」が10点以上の者
- 医療的ケアが必要だと認められる者
- 当該年度4月1日時点で18歳以上の者

〈その他の要件〉

- 補助対象児童等に対して、移行支援事業を行うために、追加で職員を配置すること
- 追加職員を、補助対象児童等が利用中、少なくとも2時間/日以上専任で配置すること

障害児等移行促進事業「マッチング会議」①

○ 会議目的

障害児入所施設で生活する障害児者が将来の生活の場について意思決定の幅を広げること、ひいては安心して成人サービス等へ移行できるよう体験利用を促進することを目的として、障害児等と成人サービス事業所等の情報を集約し利用に向けた検討等を行うこととする。

○ 構成員の想定と役割

構成員 (各圏域5名程度)	役割
圏域ナビゲーションセンター	(会議前) ➤ 地域の障害者支援施設やGH、通所支援事業所等の情報を集約する。
基幹相談支援センター	(会議後) ➤ 会議で協議されたことの発信と、関係機関と連携し地域への働きかけをする。
知的障害施設協会	(適宜) ➤ 障害児等の関係機関から、地域内の事業所等の利用希望があった際は、利用調整が円滑に進むよう、利用調整等の援助を行う。
その他、GHの関係者等	

○ その他会議出席者

想定	役割
児童相談所CW	
障害児入所施設職員	➤ 障害児等に関わるものとして、障害児等の人となりや思い、支援状況等の情報を共有する。
その他関係者	➤ 障害児等が、安心して移行ができるよう関係機関と連携を図り、移行調整を進めていく。

障害児等移行促進事業「マッチング会議」②(令和6年度の取組)

○ 会議前

構成員が、障害福祉サービス事業所等の特色等の情報を集約した。

(集約した内容) ※会議後回収

運営法人の名称	施設・事業所名称	所在地	TEL	サービス種別	施設の特色・特記事項	報告圏域
●●法人	●●ホーム	●●市	●●-●●-●●	共同生活援助	●●のため体験先として利用実績あり。 ・強度行動障害のある方を受け入れしたが、支援困難となり退所となった。	●●
●●法人	●●事業所	●●市	●●-●●-●●	生活介護	●●	●●
●●法人	●●園	●●市	●●-●●-●●	施設入所支援	●●	●●

○ 会議

- ・ 構成員が上表に沿って障害福祉サービス事業所等の共有を行った。
- ・ 障害児等の関係者が、支援状況について報告を行った。



障害福祉サービス事業所等の特色や移行を検討している障害児等の支援状況の共有・議論ができたものの、体験利用先とのマッチングまでの議論が難しかった。

(論点)

会議内では、障害児等の支援状況の共有を工夫（共通のフォーマットを使用）したうえで、支援や関係機関の役割等についてカンファレンスを行い、会議後に体験利用先等の検討をするのはどうか。

障害児等移行促進事業「マッチング会議」③(今後のマッチング会議の方向性)

(会議)

- 障害児等の状況を議題提出表を用いて報告
- 出席者でカンファレンス実施 : 支援や関係機関の役割等について

(会議後)

- 構成員:カンファレンスの結果から、障害児等の体験利用先等を提案書を用いて提案
必要に応じて、障害児等関係者へ情報提供
- 障害児等関係者:関係者間で議論された結果を共有、支援の実施

(その後の会議)

- 議題提出を行ったケースは、支援経過の報告と更なる支援の検討
- 新規のケースがある場合は、議題提出表に沿って報告をする

障害児等成人サービス移行支援モデル事業①

○ 事業目的

障害児入所施設に入所する障害児等が18歳を迎えた場合に成人サービス等への移行をする必要がある。成人サービスに移行する際の新生活の場（グループホーム、成人の入所施設等の住まいや日中活動の場等）を共に考えるアドバイザーを派遣し、国及び県版ガイドラインを参考に、障害児等の成人サービスへの移行に際して県条例に定める意思決定支援を行い、本人が望む生活に移行できるよう支援する。

○ 事業内容

障害児入所施設に入所する障害児等で成人サービス施設等への移行が困難となっている方を対象に移行支援アドバイザーを派遣（個別ケース会議や体験利用の付き添い）し、本人の意思の実現に向けた移行支援の取組を実施するために、移行に係る支援の助言等を行う。

事業対象者

移行支援アドバイザーが支援の対象とする障害児等は、次に掲げる者のうち、その状態像やこれまでの経過等を踏まえ、5名以内とし選定する。

- ① 障害児入所施設で生活している障害児等で、成人サービス等への移行を予定している高校年齢児以上の者。
（18歳以上の者を含む）
- ② 県児童相談所または県所管城市町村が、措置または支給決定している者。
（継続的に短期入所している者を含む）

障害児等成人サービス移行支援モデル事業②

○ アドバイザーの主な活動内容

障害児等の支援状況の把握

障害児等の施設での支援状況や課題の把握、個別ケース会議への出席、障害児等が障害福祉サービス事業所等の見学や体験利用を行う際の付き添い等を行う。

広域の資源の把握・調整

マッチング会議(障害児等移行促進事業)に出席し、障害児等の移行が想定される障害福祉サービス等の把握や情報交換を行う。

個別ケース会議

障害児等が、望むくらしを実現する上で必要なことを、本人、関係者ととともに当事者目線で考える。本人の意思の実現に向け、必要に応じて、本人、関係者に移行に際して必要な助言等を行う。

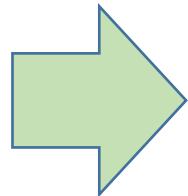
意思決定支援

障害児等が望みを実現するためには、障害児等の人となりや希望の理解、実践等が大切である。移行支援において、障害児等の意思が実現できるよう、国、県版GLを参考に意思決定支援を行う。

○ 支援業務（取組イメージ）

- 支援対象の障害児等一人につき、移行支援アドバイザー2名を3回～4回程度派遣する。
- 四半期ごとに移行支援アドバイザーと定期ミーティングを実施し、支援状況等の報告や意見交換を行う。

意思決定支援に係る研修等
(国、県版ガイドライン趣旨説明)



- 障害児等と面会
- 児童相談所、市町村、児施設等における支援経過の把握、課題抽出
- 関係機関と情報交換、支援について確認、検討(個別ケース会議、マッチング会議等)
- **意思決定支援(ヒアリングシート)の作成(資料4)**
- 移行に係る支援の助言等
- 定期ミーティング(支援状況等の報告や意見交換を実施)

障害児等成人サービス移行支援モデル事業③

○ 移行支援アドバイザーの参画により期待できる効果

① 移行に際して障害児等の意思を見つめなおすことができる

- 国及び県版ガイドラインを参考に、「意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシート」を用いた、意思決定支援の推進。
- 障害児等を含めた関係機関で、本人の意思に即した生活の場の検討。

② 第三者視点から、障害児等の支援等の助言が受けられる

- 成人サービスの利用等、将来の生活に即した支援の助言。
- 将来の生活の場や必要な経験等の検討。

③ アドバイザー視点からの関係機関の役割の明確化

- 移行に際して、必要な機関の検討。
- 各機関が果たす役割に関して助言、検討。

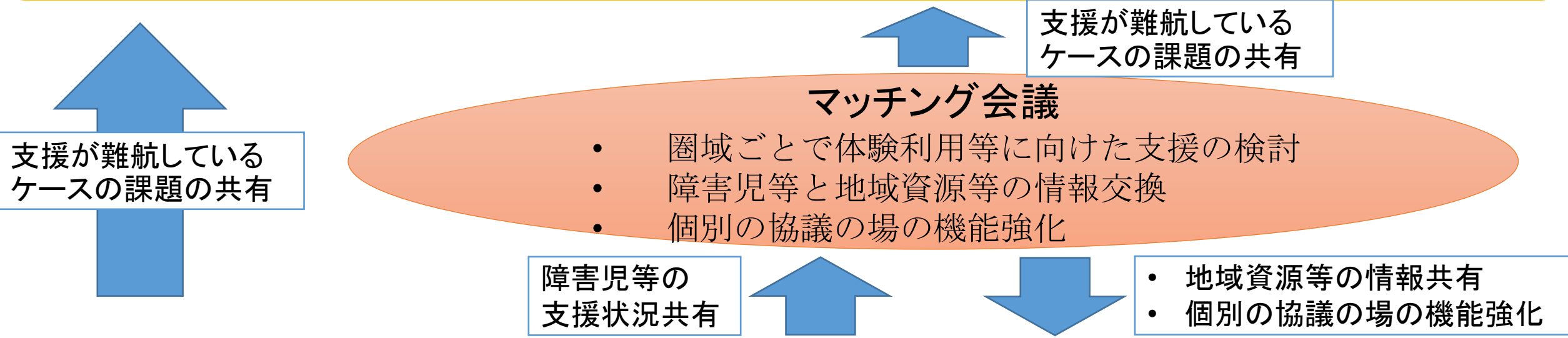


意思の実現に向けた移行支援の議論の活性化、機能強化

(参考)移行支援の取組の全体像について

過齢児移行対策会議(全体の協議の場)

- 移行対象者の把握・情報共有・進捗管理・地域の支援体制や支援の流れ・取組の確認。
- 他取組で把握した課題に対する議論等・支援の充実に向けた検討
- 地域資源開発・障害福祉計画等への反映、施策の検討・各団体への働きかけ



個別ケース会議(個別の協議の場)

- 状況、課題の共有
- 支援方針の検討・決定
- 把握した施策的課題は、対策会議内で議論し課題解決に向けて議論を行う。

移行支援ADV

- 意思決定支援
- 第三者的視点からの支援の助言等
- マッチング会議への出席

(参考)移行支援関連加算等①

※ 入所児童等の移行支援及び移行調整の手引きより(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定内容)

名称	内容
移行支援関係機関連携加算	<p>移行支援計画を作成・更新する際に、当該児の移行に関わる行政・福祉等の関係者が参画する会議を開催し、移行支援に関して連携・調整を行った場合の評価を行う。</p> <p>○ <u>移行支援関係機関連携加算250単位/回(月1回を限度)</u> ※ 移行支援計画の作成又は変更にあたって、都道府県、市町村、障害福祉サービス事業所等関係者により構成される会議を開催し、関係者と情報共有・連携調整を行った場合</p>
体験利用支援加算	<p>強度行動障害を有する児、重症心身障害児等、特別な支援を必要とする入所児童の宿泊・日中サービス利用体験時に、障害児入所施設の職員が、事前に体験先施設との連携・調整を行うとともに、体験先施設への付き添い等により支援を行った場合の評価を行う。</p> <p>① <u>体験利用支援加算(I) 700単位/日(1回3日まで、2回を限度)・・・①</u> ② <u>体験利用支援加算(II) 500単位/日(1回5日まで、2回を限度)・・・②</u> ※ 強度行動障害を有する児、重症心身障害児等、特別な支援を必要とする児に対して、移行支援計画に基づき、宿泊や障害福祉サービス等による日中活動の体験利用を行う場合に、体験先施設との連携・調整や体験中の付き添い等の支援を行った場合。 ① 宿泊施設等(グループホームや短期入所を含む)での体験利用 ② 日中活動(生活介護や就労B型支援を含む)の体験利用</p>

※ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要(令和6年4月1日こども家庭庁支援局障害児支援課)」より抜粋

※ 本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、基準の解釈、加算の算定要件・留意事項等の詳細は、関係の告示、通知、事務連絡等でご確認ください。

(参考)移行支援関連加算等②

※ 入所児童等の移行支援及び移行調整の手引きより(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定内容)

名称	内容
家族支援加算	<p>入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合の評価を行う。</p> <p>① 家族支援加算(Ⅰ)(月2回を限度) 入所児童の家族等に対して個別に相談援助を行った場合 居宅を訪問(所要時間1時間以上) 300単位/回 (所要時間1時間未満) 200単位/回 施設等で対面 100単位/回 オンラインによる個別 80単位/回</p> <p>② 家族支援加算(Ⅱ)(月2回を限度) 入所児童の家族等に対してグループでの相談援助を行った場合 施設等で対面 80単位/回 オンライン 60単位/回</p>

※ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要(令和6年4月1日こども家庭庁支援局障害児支援課)」より抜粋

※ 本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、基準の解釈、加算の算定要件・留意事項等の詳細は、関係の告示、通知、事務連絡等でご確認ください。

(参考)移行支援関連加算等③

※ 入所児童等の移行支援及び移行調整の手引きより(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定内容)

名称	内容
集中的支援加算	<p>状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等(情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む)し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を事業所等とともにやり、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。</p> <p><u>① 集中的支援加算(Ⅰ) 1000単位/日</u> ※ 強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加える。</p> <p><u>② 集中的支援加算(Ⅱ) 500単位/日</u> ※ 指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。 ※ 集中的支援加算(Ⅱ)を算定する場合は、集中的支援加算(Ⅰ)も算定可能。</p>

※ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要(令和6年4月1日こども家庭庁支援局障害児支援課)」より抜粋

※ 本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、基準の解釈、加算の算定要件・留意事項等の詳細は、関係の告示、通知、事務連絡等でご確認ください。



地域福祉課災害福祉Gの新設について

令和7年11月14日

福祉子どもみらい局 福祉部 地域福祉課

○ 設置の目的

今後、発生が予想される大規模災害に対して、

- 発災時の初動対応を強化
- 能登半島地震における教訓を踏まえた

“災害福祉”の視点での被災者支援

を行うため平時からの検討体制が必要。

→ 地域福祉課に災害福祉グループを新設

<体制>

- G L (事務職)
 - 福祉職 2名
 - 事務職 2名
- の合計 5名体制

○ 業務内容

昨年度からの継続事業

- かながわ災害福祉広域支援ネットワーク
- 神奈川DWA T（神奈川県災害派遣福祉チーム）
- 福祉避難所（庁内会議・市町村会議の実施）
- 個別避難計画（庁内会議・市町村会議の実施、国モデル事業など）

今年度からの新規事業

- 局災害福祉対応力強化検討チーム
 - 局内の災害時初動体制（マニュアル・局主催訓練）の検討
 - 局全体で取り組む優先業務の整理
 - 災害時の福祉職の応援体制などの検討
- 災害時情報共有システム等の活用の検討（国システム、D24H）
- 福祉避難所支援事業（開設訓練支援事業、資機材整備支援事業）
- 災害時福祉専門職ボランティア育成支援事業

関係機関への質問・確認事項等

神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会

1	<p>重症心身障害児者の支援における広域的な受け皿整備について</p> <p>【質問1-①】医療型障害児入所施設から療養介護への移行が進む中、重症心身障害児者で医療的ケアの受け入れが可能なグループホーム等の整備状況はどのようになっているか、ご回答ください。</p> <p>⇒</p> <p>【回答】令和6年度に外部有識者等による、重症心身障害児者等支援体制検討会を立ち上げ、その検討過程で指摘された課題に対応するため、今年度から重症心身障害児者を受け入れているグループホームの実態調査を行い、この調査をもとに運営ガイドブックを作成する予定です。また、看護師向けの新規研修事業も実施することとしています。</p> <p>さらに、重症心身障害児者を受け入れるグループホーム等の整備については、今後、まとめられる検討会の報告書の提言内容を踏まえ、市町村とともに検討を進めてまいります。</p> <p>【質問1-②】特に重症心身障害児者の地域移行に向けた支援策（体験利用支援、移動支援、受け入れ施設への加算等）について、県として制度設計や補助制度の検討状況や課題等を伺いたい</p> <p>⇒</p> <p>【回答】重症心身障害児者の地域移行に向けた支援や在宅生活を支える支援として、次の補助事業を行っています。</p> <p>(障害者地域生活サポート事業の中の以下の補助メニュー)</p> <ul style="list-style-type: none">・福祉型短期入所利用促進事業～福祉型短期入所事業所で重症心身障害児者等に短期入所を提供した場合の補助・医療型短期入所利用促進事業～医療機関で短期入所を提供した場合の補助・短期入所送迎促進事業～重症心身障害児者等に対し、居宅等と短期入所事業所間の送迎についての補助・重度重複障害者個別支援事業～重度の障害が重複し、看護職員等による医療的ケアを日常的に必要とする方が通所系事業所を利用した場合の補助・医療的ケア支援事業～気管切開等により看護職員等による医療的ケアを日常的に必要とする方が通所系事業所を利用した場合の補助
---	--

	<p>・遷延性意識障害者支援事業～遷延性意識障害のある方に支援を行う生活介護又は短期入所に対する補助</p> <p>また、地域生活移行チャレンジ事業では、県が認定した地域生活移行エキスパートによる支援の下、障害者支援施設から重症心身障害者を受け入れたグループホームに対し、職員を加配した場合に補助を実施しています。(補助対象期間1年間)</p> <p>障害者地域生活サポート事業については、県と市町村との協調補助事業となっており、補助メニューの実施状況は市町村により様々です。市町村には担当者会議の場などを通じて、適切に障害者や事業所の実態を把握し、必要な事業を実施するよう求めています。また、活用実績が乏しい補助メニューについては、使いにくい点はどこか、ニーズがあるかなど点検し、見直しを図ってまいります。</p>
2	<p>メディカルショートステイ事業の運用と課題認識について</p> <p>【質問2-①】 県事業として実施されているメディカルショートステイの利用実績（登録施設数、利用件数、地域別傾向）と、今後の拡充方針についてご回答ください。</p> <p>⇒</p> <p>【回答】 神奈川県メディカルショートステイ事業は、政令市を除く県所管域の10病院が協力医療機関になっており、9月末時点で60名の登録者がいます。利用者（延べ）数については、令和6年度には96名が、令和7年度は9月末時点で58名が利用しています。また、地域別の登録・利用者の傾向としては、横須賀市が最も多く、次いで藤沢市や茅ヶ崎市などの湘南東部圏域の方が利用しています。今後も協力医療機関による連絡会議の中で制度の課題等を共有するなど、より幅広い医療的ケアへ対応できるよう引き続き協力医療機関と調整してまいります。</p> <p>【質問2-②】 医療的ケア児者の短期入所における課題（人員体制、報酬体系、調整業務の煩雑さ）に対する県の認識と改善策の検討状況を伺いたい</p> <p>⇒</p> <p>【回答】 県では、平成30年度から、医療的ケアが必要な重症心身障害児者等やその家族が地域で安心した生活を送れるよう、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設を支援しており、令和6年度には新たに2事業所が開設されました。当事業では、開設後にスムーズな受入れができるよう、事業所向けに報酬等の制度に関する研修や、他施設への見学も実施しています。</p> <p>また、令和6年度報酬改定にて、看護職員を必要とされる数以上配置した場合等に加算が創設されるなど、医療的ケア児者の受け入れ態勢の拡充が図られたところですが、緊急時の受入れ先など、事業所が不足しているとの声は寄せられています。</p>

	<p>す。</p> <p>事業者の確保のため、引き続き国に対して、更なる報酬改定の要望をしていくとともに、医療型短期入所事業所が安心して利用者を受け入れられるよう支援を継続してまいります。</p>
3	<p>親なき後における、施設職員の医療的判断支援と成年後見制度との関係について</p> <p>【質問3-①】重症心身障害児者の長期入所者について、医療同意（手術や延命治療の判断当）が必要な場面において、家族や親族がなくなり身寄りが成年後見人のみとなった際、成年後見人は医療同意が取れないため、施設職員が成年後見人との調整に苦慮するケースが増加しています。</p> <p>家族や親族がない場合に医療的判断（例：手術するかどうか、延命治療をどこまで行うか）を施設に求められた場合や成年後見人とのやりとりで苦慮した場合、施設職員向けに相談窓口等あれば教えてください。重度の障害者に対する成年後見制度との連携に関する県の課題認識を教えてください。</p> <p>⇒</p> <p>【回答】医療同意は一身専属的なものとされ、成年後見人であっても同意を行う権限はないとされており、国の「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」など意思決定支援に関する各種のガイドラインにおいては、成年後見人を含む支援に関わっている方々がチームとして対応することが必要だとされています。</p> <p>県としては、成年後見人がガイドラインを踏まえて事務を行っていただくことを期待しておりますが、実際に対応する上での課題について、県が設置する「成年後見制度における意思決定支援協議会」において検討し、今後の研修等に生かしてまいります。</p> <p>なお、成年後見人との対応についての相談は、県が神奈川県社会福祉協議会に委託して設置している「かながわ成年後見推進センター」や、各市町村・市町村社協が設置している成年後見の相談窓口で対応可能です。</p>
4	<p>重症心身障害児者の地域活動について</p> <p>【質問4-①】県や行政が主体となった、重症心身障害児者や医療的ケア児者の方々に特化または対象となるような地域のイベントや今後の企画案、また企画運営の補助や支援等があれば教えてください。</p> <p>⇒</p> <p>【回答】県では、医療的ケア児等に対する当事者目線に立った支援を推進するため、かながわ医療的ケア児支援センター地域相談窓口と医療的ケア児等の家族会が協働して企画立案等を行う座談会などの取組に対し、今年度より新たに謝礼金（上限額：2万円／回）を支給しています。</p>

【質問4-②】在宅生活者、療養介護施設入所者それぞれに対して、イベント参加や外出等の支援策や今後の方針があればご教示いただきたい。

⇒

【回答】県では、屋外での移動が困難な障害者等の自立生活や社会参加を促進するため、国の地域生活支援事業費等補助金を活用し、各市町村が実施する社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの移動支援事業に対し補助しています。

引き続き、当補助制度を活用し、市町村への補助を行うなど、必要な支援を継続していきます。

1 医療型児童入所施設からの移行支援と受け皿の整備について

現状：

- ・ 18歳を迎えた児童が療養介護へ移行している現状により、新規受け入れが困難になっている。
- ・ 社会資源の不足により、地域移行（家庭復帰・グループホーム等）の検討すら困難。
- ・ 医療的ケアが可能なグループホームの整備状況や、国への要望の有無について。

質問内容：横浜市として、医療型児童入所施設から18歳以降の移行支援や受け皿の整備について、どのような施策・計画を講じているか。また、看護職員を配置するグループホームに対する加算が創設されていますが、医療的ケアが対応できるグループホームの整備に対して、どのような施策を取っていますか？国に対して要望をあげている点などありますか？

<回答>

- ・ 医療的ケアを要する障害者、強度行動障害者、高齢重度障害者等、重度の障害者に対する支援を十分に行えるようにしていくことは重要な課題と捉えており、こうした利用者それぞれの個別のニーズに対応できるグループホームについて検討を進めています。
また、国に対しては医療的ケアを要する障害者等重度の障害者の受け入れるために手厚い人員体制を確保しているグループホームの報酬を引き上げることを要望しています。

2 外部受診の付き添いに関する支援策について

現状：

- ・ 家族の高齢化や医療依存度の高まりにより、職員による付き添いが常態化し、業務負担が増加。
- ・ 措置児童や養育困難等で入所している児童について、家族対応は困難なケースが多い。

質問内容：横浜市として、外部受診付き添いに関する加算制度や支援策、また医療依存度の高い利用者への対応について、どのような見解・施策がありますでしょうか。

<回答>

- ・ 障害児者ともに外部受診の際の付き添いを理由とした個別の加算はありませんが、国の措置費に加えて市独自に基本処遇費加算など、必要な加算を実施しています。

3 重症心身障害児（者）への短期入所体制の整備について

現状：

- ・ 人工呼吸器使用者など医療的ケアが必要な児者の短期入所先が少なく、在宅介護の継続に大きな負担がかかっている。
- ・ 緊急時や家族の休息の場面での受け入れ体制が不十分。
- ・ 受け入れ側の人員不足により体制整備が困難。
- ・ ご家族より、日中活動等に参加できる施設（メディカルショートステイではなく）を利用したいという声が挙がっている。

質問内容：横浜市として、医療型短期入所（特に人工呼吸器使用者）の整備や支援策について、どのような取り組みを行っているか。また医療型短期入所確保のための補助制度の創設など検討はなされないのか。

<回答>

- ・ 医療的ケア児者の受け入れについては、市内の多機能型拠点と一部の医療型短期入所事業所でのみ受け入れを行っており、十分とは言えない状況です。その理由として、常時見守りが必要なことによる職員の負担が考えられます。その負担軽減策の一つとして、人材育成策や人材確保策に加え、令和6年度には医療型短期入所事業所において、看護師等職員の勤務負担軽減、利用者の安全性向上を目的とした機器（センサー・見守り機器等）導入に対する補助を実施しました。令和7年度においても、国庫補助を活用した介護テクノロジー導入支援事業により、短期入所機能の充実を図っていきます。

また整備面においても、令和6年度には介護老人保健施設での短期入所新設に着目し、事業所との意見交換や現場視察を行いながら、新設を実現させることができました。今年度以降についても、医療的ケア児の受け入れ拡大に向けて検討を進めてまいります。

4 重症心身障害児（者）の通所について

現状：

高度医療ケアを必要とする方が増加しており、重症度の高さ、医療的ケアの多さは近年例をみないほどになってきている。ケア度に見合う体制をとってきた現状で、収支は大幅なマイナスとなり経営を圧迫しており、現行の体制では地域のニーズに応えることが困難となっている。

① 重症度とケアの高度化への対応について

- ・ 医療的ケアを要する利用者が89%に達しており、年々重度化が進行している。
- ・ 従来の「重症度スコア」では実際のケア負担が反映されず、放課後等デイサービスで使用されている新判定スコアを用いると、より高い重症度が示されることから、現行評価指標の見直しが必要。
- ・ 看護師配置に伴う人件費等により、収支は大幅な赤字となっており、実態に見合った支援制度の整備が求められる。

② 欠席率の高さと経営への影響について

- ・ 利用者の体調不安定さや長期入院、レスパイト利用、複数科受診等により、欠席率が高く、月平均20%を超える月もある。
- ・ 必要な人員配置を維持しながら、欠席による減収が経営を圧迫しており、安定的な運営が困難。

③ 送迎支援の限界について

- ・ 利用者の個別ニーズ（体調、車椅子サイズ、医療処置等）により、多人数乗車が困難であり、遠方送迎では医療的ケアが可能なスタッフが長時間拘束されるなど、業務負担が大きくなっている。
- ・ 距離や居住区、利用曜日、在宅サービスとの調整が複雑であり、運転手の確保も困難。
- ・ 車両維持費の高騰も経営を圧迫している。

質問内容：

- ・ 横浜市として上記についてどのような見解・施策をお持ちか
- ・ 重症度評価指標の見直しと、医療的ケアに応じた報酬体系の整備
- ・ 欠席率の高い重症心身障害者への減収補填制度の創設など
- ・ 医療的ケアを伴う送迎支援への補助制度の拡充
- ・ 看護師配置に対する財政的支援の強化

<回答>

① 重症度評価指標の見直しと、医療的ケアに応じた報酬体系の整備

(障害児)

重症心身障害児を受け入れている障害児通所支援事業所に対しては、令和6年度障害児福祉サービス等報酬改定により基本報酬の見直しに加えて、専門的支援実施加算や入浴支援加算の新設等が行われましたので、本市としては適切に運用するとともに今後も国の動向を注視して参ります。

(障害者)

重症心身障害者を受け入れている指定生活介護事業所に対しては、日中活動の場の確保などを目的として、市独自の助成事業を継続的に実施しています。

今後も国の報酬体系の見直しについて引き続き要望していくなど、重症心身障害者の受け入れ体制の充実に努めてまいります。

② 欠席率の高い重症心身障害者への減収補填制度の創設など

(障害児者共通)

現状では欠席時対応加算を通常に対応の中で実施しています。市独自で重心施設に対する加算の補助などは実施していません。

③ 医療的ケアを伴う送迎支援への補助制度の拡充

(障害児)

障害児に関しては主に児童発達支援、放課後等デイサービスが対象となりますが、送迎に関しても現状では共通の送迎加算のみとなります。市独自で重心施設に対する加算の補助などは実施していません。また、車両維持費に関しても補助はしていません。横浜市では「主として重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス」福祉車両導入補助金の制度を実施しています。福祉車両本体の購入や福祉車両への改造費に対して助成しています。

(障害者)

共通の送迎時加算に加えて、重症心身障害者を受け入れている生活介護事業所に対しては、市独自の助成を行っております。重症心身障害者の送迎に関しては、担い手の不足や看護師の添乗の必要性など、さまざまな課題が存在しています。こうした課題に対応するため、今後も対策の検討を継続するとともに、重症心身障害者の送迎に対する国の支援措置についても、引き続き要望してまいります。

④ 看護師配置に対する財政的支援の強化

(障害児)

重症心身障害児を受け入れている障害児通所支援事業所に対しては、一定の基準を満たしニーズに応じて看護職員の加配を行っている場合、看護職員加配加算がありますので本市としては適切に運用するとともに今後も国の動向を注視して参ります。

(障害者)

重症心身障害者を受け入れている生活介護事業所に対しては、人件費の安定的な確保を目的として市独自の助成があります。多機能型拠点の生活介護事業を含め、引き続き看護師配置について対策の検討を継続してまいります。

神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会 関係機関との連絡会
相模原市への質問

神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会（以下、重心協）では、重度の障害のある人の生活を支える立場から、各行政の取り組みに協力し、より良い支援の構築を目指しております。

このたび、県内加盟施設へのアンケート結果を踏まえ、以下の点について相模原市における支援体制の現状と今後の方向性について伺いたいと思います。

質問①：地域移行支援における市独自の取り組みについて

- ・重症心身障害児者の地域移行（グループホーム等）に向けた支援策として、相模原市独自の制度（体験利用支援、移動支援、受け入れ施設への報酬的支援等）の有無と、今後の制度設計の方向性を伺いたい。
- ・特に市内のグループホーム整備状況と、医療的ケア対応施設の拡充方針についてご教示いただきたい。

本市では、次の取組を実施しております。

- ・重症心身障害児者用福祉タクシー利用券、自動車給油券交付
重度障害者等に交付している福祉タクシー利用券・自動車燃料給付券とは別に、重症心身障害児者用の福祉タクシー利用券・自動車燃料給付券を追加交付するもの。（令和7年度開始）
- ・生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援における重症心身障害者の送迎加算
50単位→令和7年10月から70単位
- ・グループホーム等の整備拡充の取組としては特にありませんが、日中支援型グループホームについては、比較的参入が進んでいます。

質問②：メディカルショートステイ事業の運用と課題認識について

- ・県事業として実施されているメディカルショートステイですが、相模原市の利用実績（登録施設数、利用件数、地域別傾向）と、今後の拡充方針について伺いたい。

本市では、次の取組を実施しております。

- ・本市では、平成27年度から、市内1カ所の大学病院の小児在宅支援部門にて医療的ケア児等のメディカルショート事業を実施しており、本市もその運営に対して一部補助しております。
- ・令和6年度の利用実績としては、緊急利用分を含めて全15床に対して79%の稼働率であり、本市のお子さんの利用率は46%でした。
- ・県央・湘南など県内の他地域や隣の町田市からの利用もある状況です。
- ・市としては一層の拡充が望ましいところですが、昨今の医療機関の経営の困難さについても伺っているところです。

質問③：入所調整会議の政策について

- ・入所調整会議のあり方として、相模原市独自の政策があれば伺いたい。
- ・本市の独自の政策としては、特にありません。

質問④：重症心身障害児者の地域活動について

- ・重症心身障害児者や医療的ケア児者の方に特化または対象となるようなイベントや今後の企画案等があれば伺いたい。
- ・在宅生活者、療養介護施設入所者それぞれに対して、イベント参加や外出等の支援策や今後の方針があればご教示いただきたい。
- ・本市の指定管理事業所である社会福祉事業団によって各種イベントが企画・実施されています。
- ・昨今では、主に市内重心児者の通所サービス事業所の会議においても、各事業所の活動プログラムについて情報交換されていました。例えば、e-sports やムーブメントなどの合同研修、将来的には地域向けの企画の検討といったものがありました。

神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会 関係機関との連絡会
横須賀市への質問

神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会（以下、重心協）では、重度の障害のある人の生活を支える立場から、各行政の取り組みに協力し、より良い支援の構築を目指しております。

このたび、県内加盟施設へのアンケート結果を踏まえ、以下の点について横須賀市における支援体制の現状と今後の方向性についてお伺いいたたく存じます。

(1) 短期入所調整・メディカルショートステイ事業について

短期入所の利用促進は重心支援における重要課題ですが、医療的ケアが必要な利用者の受け入れは、常に満床に近い状況です。加盟施設内での調査では、空床情報の共有不足や調整業務の煩雑さも課題とされています。18歳未満にはメディカルショートステイ事業があるものの、地域に近い施設での利用希望が多く、市の担当者による支援が制度利用の促進につながると考えます。

そこで、以下の点についてご教示ください。

⇒質問①：短期入所調整に関する仕組みや連携強化について

- 空床情報の一元管理や施設間連携の強化に向けた、横須賀市としての取り組みや検討状況。
- 既存の調整会議等を活用した情報共有体制の強化策
- デジタルツール（例：空床管理システム、調整支援アプリ等）の導入可能性と課題認識

(回答)

重心の方のみに限った話ではありませんが、短期入所についてはご本人の特性や状態によって事業所の受け入れの判断が大きく変わるため、空床であるから誰でも受け入れられるというものではないと考えます。そのため、空床情報の一元化や公表については現在のところ考えていません。

ただし、短期入所を利用しやすい体制や、特に緊急時の支援困難な方の短期入所による受け入れ体制の構築は重要課題と捉えていますので、今後障害とくらしの支援協議会（自立支援協議会）の活動を通じて地域生活支援拠点の整備を進めていく中で、この課題にも取り組んでいきます。

⇒質問②：メディカルショートステイ事業における地域支援のあり方について

- メディカルショートステイの実績（登録者数、登録施設数、利用実績等）
- 横須賀市として、メディカルショートステイ利用希望者への支援体制（相談・調整・情報提供等）の現状
- 今後のメディカルショートステイにおける地域ニーズに応じた制度運用の柔軟化と市の役割

(回答)

横須賀市の令和6年度のメディカルショートステイ事業の実績は、個室と大部屋を合わせて延225日の利用がありました。令和7年8月末時点で、本市の登録者数は18名、利用可能な医療機関は9カ所となっています。

事業の周知については、本市の障害のあるお子さんの利用可能なサービスをまとめた「すこやかガイドブック」などに情報掲載しているほか、医療的ケア児コーディネーター等の相談窓口において必

要に応じて情報提供しています。

メディカルショートステイ事業について、本市では神奈川県の実業に参画する形で実施をしているため、制度設計や利用調整は県が行っており、本市が主体となって運用変更を行う立場にはありませんが、本市の利用者から本事業への要望等があれば、県との情報共有を行っていきます。

(2) 地域移行支援、過齢児移行支援について

重症心身障害児者の地域移行は、生活の質向上と家族の負担軽減のために重要です。入所施設間（療養介護施設）での移行やグループホームへの転換が含まれますが、体験利用時の人的・経済的負担も障壁となっています。地域移行の促進には、行政による制度的支援と柔軟な対応が不可欠かと考えます。

そこで、以下の点についてご教示ください。

⇒質問①：過齢児の施設間移行や、療養介護施設からグループホーム等への地域移行を希望する重症心身障害児者に対し、横須賀市として体験利用の支援（例：付き添い職員の人件費補助、移動費支援、受け入れ施設への報酬的支援等）を検討・実施されている事例はありますでしょうか。特に地域のグループホームへの移行支援について、今後の制度設計や市独自の支援策の検討があればご教示ください。

(回答)

現時点で、重症心身障害児者や加齢時の地域移行にあたっての市独自の支援策はありません。

地域移行に向けた体験の場の整備については、どのような支援があれば地域移行が促進されるかもという視点も踏まえ、障害とくらしの支援協議会の活動を通じて地域生活支援拠点の整備を進めていく中で、検討していきます。

なお、今後、障害福祉課の事業見直しと再構築を行う中で、グループホームにおいて重度障害者を受け入れた場合に国の報酬を補う形で市独自の助成を行うなどの施策を検討し、受け入れ施設の拡充を図っていくことを考えています。

⇒質問②：地域移行支援の推進に向けて、横須賀市として施設間連携の促進や、移行支援コーディネーターの配置等の取り組みはありますでしょうか。今後の方針や課題認識についてもご教示ください。

(回答)

本市では、意思決定支援に基づき地域への移行を希望する方に対して、しっかりと受け入れ先を確保することをまずは優先事項と考え施策を検討しているため、現時点では移行支援のコーディネーター配置は考えていません。

施設間の連携等の促進については、障害とくらしの支援協議会の活動の中で取り組みを進めていきたいと考えています。

(3) 生活介護事業の運営について

重症心身障害者の場合、体調の変化や入院等により長期の欠席が多くなります。欠席時対応加算もありますが、算定単位数の設定も低く、月4回までしか算定できないため長期欠席への対応としては不十分です。

⇒質問①：今後、横須賀市として加算の算定要件や単位数の見直し等、制度的な改善を検討いただく予定はあるでしょうか。

(回答)

本市では、重症心身障害者が通所した際の補助制度はありますが、欠席時の補償という視点での市独自の加算や補助の制度は現時点ではありません。

一方で、一定の人員体制を整えておかなければ、そもそも重症心身障害者を受け入れることができない、ということも承知していますので、ただちに対応することは難しいですが、ご質問の趣旨は今後の課題ととらえさせていただきます。

神奈川県重症心障害児者関係施設協議会 関係機関との連絡会
川崎市への質問

神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会（以下、重心協）では、重度の障害のある人の生活を支える立場から、各行政の取り組みに協力し、より良い支援の構築を目指しております。

このたび、県内加盟施設へのアンケート結果を踏まえ、以下の点について川崎市における支援体制の現状と今後の方向性についてお伺いしたく存じます。

質問①：重症心身障害児者の地域移行について

- ・重症心身障害児者の地域移行や地域での暮らしを検討するに当たり、市内に対象のグループホーム等の受け皿はどの程度設けられている（把握されている）のか伺いたい。また、それらは、医療的ケアを必要とされる超重症児者および準超重症児者の利用は可能か伺いたい。
- ・それら受け皿が整っていない場合、療養介護施設の入所を前提と考えるのか。もしくは、受け皿となる事業所等の整備予定があるのか伺いたい。

<回答>

- ・グループホームの整備につきましては、運営費の補助や施設の新築・改修に係る設備等の補助等を行い、支援の充実を図っているところであり、当事者や支援者等の御意見を踏まえながら必要な整備を進めて参りたいと存じます。
- ・医療的ケアをお持ちの重症心身障害児者の方等については、療養介護事業所だけでなくグループホームの利用も想定される場所ですが、グループホームにてどの程度の医療的ケアがある方が受入れ可能かは、各事業所の人員配置等の受入体制による場所です。
グループホームの中でも、障害者の重度化・高齢化に対応できる類型とされている「日中サービス支援型共同生活援助」に該当する事業所の指定を行っている場所です。

質問②：メディカルショートステイ事業の運用と課題認識について

- ・県事業として実施されているメディカルショートステイですが、川崎市の利用実績（登録施設数、利用件数、地域別傾向）と、今後の拡充方針について伺いたい。
- ・医療的ケア児者の短期入所における課題（人員体制、報酬体系、調整業務の煩雑さ）に対する川崎市の認識と改善策の検討状況を伺いたい。

<回答>

- ・川崎市では、県事業とは別に「川崎市あんしん見守り一時入院事業」を実施しています。本事業は、人工呼吸器による常時管理、頻回な吸引、中心静脈栄養、腹膜透析など、一定の要件を満たす医療的ケア児・者を対象に、協力病院への一時的な入院を通じて在宅生活の継続を支援するものです。利用可能日数は同一月内で最大7日間となります。令和6年度の実績は以下のとおりです。

受入医療機関 小児：5ヶ所、成人：6ヶ所（同一病院による小児と成人の重複受入あり）

延べ利用人数 小児：188人、成人：48人

- ・医療的ケアが必要な方の短期入所利用につきましては、看護職員の確保やかかりつけ医療機関との連携等、福祉型短期入所に比べて手厚い対応が必要であることから、対応できる事業所や受入枠が限られている状況であり、また、昨今の労務単価の上昇や人材不足に対応できる報酬体系であるか、研究が必要な状況であるものと考えています。

本市といたしましては、医療的ケアを必要とする方が増加していることを踏まえ、御本人や御家族が安心して在宅生活を継続できるよう、既存施設に対して看護職員確保に向けた人件費補助を行うことによる受入枠増加に向けた取組や、福祉型短期入所事業所に訪問看護事業所から看護職員を派遣する際の費用負担をする取組を、今年度から試行実施しているところでございます。

質問③：重症心身障害児者の福祉サービス利用に当たっての支援について

- ・重症心身障害児者が施設入所等福祉サービスを利用開始した後、本人やご家族が抱える課題に対して、施設単独での対応が困難なケースが見受けられます。例えば、入所後の家族の心理的負担や、医療機関との連携調整、将来的な地域移行への不安、制度の狭間による支援の途切れなどが挙げられます。こうした状況において、行政による継続的な支援体制が重要と考えますが、例えば区の担当ケースワーカーや児童相談所などによる具体的な支援内容があれば伺いたい。

<回答>

- ・特に施設入所をされた方については、当該施設が中心となって必要な医療につなげたり、地域移行の取組を進めるものと認識しておりますが、その際、様々な関係機関と連携を図ることが大切であると考えています。

本市においては、区役所、地域リハビリテーションセンター、医療的ケア児・者等支援拠点、地域移行コーディネーター等が、適宜必要な支援を実施しております。今後についても、障害のある方が「チャレンジ・安心・選択」できるような地域における重層的な支援体制の構築に向け、ニーズ等に応じた相談先の整備を行いつつ、最終的には関係機関と適切な連携を図ってまいります。

2025 年度 関係機関との連絡会 出席者名簿《敬称略》

2025年11月7日

	施設名	職名	氏名	参加方法	役員
《関係機関》					
1	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課福祉施設グループ	副主幹	今紫緒巳	現地	
2		臨時主事	増井清美	現地	
3	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課地域生活支援グループ	主任主事	久世雄一郎	Zoom	
4	横浜市こども青少年局障害児福祉保健課	担当係長	住吉孝仁	現地	
5	相模原市高齢・障害者福祉課	副主幹	加賀谷友規	Zoom	
6	横須賀市 民生局福祉子ども部障害福祉課 児童相談所相談係	課長補佐	窪健介	Zoom	
7		主任	本田圭佑	Zoom	
8	神奈川県重症心身障害児(者)を守る会	会長	谷口久美	現地	
9		副会長	高山幸子	現地	
10		幹事	佐藤良子	現地	
11		幹事	中川博明	現地	
12		幹事	小松薫	現地	
一	川崎市障害計画課	欠席	欠席	一	
重症心身障害児者関係施設協議会加盟施設《入所施設》					
1	神奈川県立こども医療センター	施設長	辻恵	Zoom	
2		保育士主査	小出聖子	現地	
3	鎌倉療育医療センター小さき花の園	療育部長	坂口英樹	現地	
4	国立病院機構神奈川病院	重心診療部長	石井徹仁	Zoom	
5		療育指導室長	深町尚衣	現地	
6	七沢療育園	園長	吉橋学	Zoom	
7		支援課長	大場誠一郎	現地	
8	横浜療育医療センター	センター長	甲斐純夫	Zoom	
9		診療部長	金子かおり	Zoom	
10		安全管理部長	唐澤久美子	Zoom	
11		診療支援部長	筑丸ゆり	Zoom	
12		生活支援部長	長谷川正宣	Zoom	
13		看護部長	松宮枝利子	Zoom	
14		管理部長	芳賀啓喜	Zoom	
15		生活支援課長	町田尚琢	Zoom	
16		生活支援課長	永藤富子	現地	
17	相模原療育園	施設長	細田のぞみ	Zoom	
18		看護・生活支援部長	藤原千賀子	Zoom	
19		生活支援課長代理	大石伸夫	現地	
20	太陽の門福祉医療センター	施設長	北條彰	Zoom	
21		看護部長	眞鍋裕紀子	Zoom	
22		生活支援課長	加藤裕次郎	現地	
23	ソレイユ川崎	キャンパス長	小山勝	Zoom	
24		事務長	友田和弥	Zoom	
25		看護部長	高木由美	Zoom	
26		生活支援課長	吉田英大	現地	
27	サルビア	施設長	酒井章次	Zoom	
28		事務長	米田衛	Zoom	
29		ソーシャルワーカー係長	牧野澄子	Zoom	
30	ワゲン療育病院長竹	施設長	村上研一	Zoom	副会長
31		事務長	真田哲也	Zoom	
32		生活支援課長	高橋博行	現地	
33		生活支援係長	山下貴浩	現地	

34	ライフゆう	施設長	水口浩一	Zoom	会長
35		生活支援課長	天野美香	現地	
36		理学療法士主任	近藤晃義	現地	事務局
37		看護支援部長	小島陽子	Zoom	
38	横浜医療福祉センター港南	生活支援課長	諸節安賢	現地	
39		生活支援部長	榊原利絵子	Zoom	
40		生活支援課長	原口裕也	Zoom	
41		看護次長	吉村とし江	Zoom	
42		看護課長	鳥居愛	Zoom	
重症心身障害児者関係施設協議会加盟施設《通所施設》					
43	社会福祉法人訪問の家 朋	施設長	庄司七重	Zoom	
44	社会福祉法人マロニエ会	所長	金子敦也	現地	
45		支援課長	石黒賢一	現地	
46	ほうあん第二しおん	副施設長	本田節俊	Zoom	
47	こぶし園	施設長補佐	熊田悦子	現地	会計
48	みなと舎 ゆう	施設長	前田智美	現地	
49	若草	主査	伊藤健	Zoom	
50	みどりの家	管理者	佐藤鉄也	現地	
51	翔の会 水平線	施設長	矢澤公作	Zoom	
52		副施設長	信田美絵	現地	
53		主任	古屋恵子	現地	
54	松が丘園(障害者支援センター多機能型事業所)	課長	村山毅	Zoom	
55	多機能型拠点こまち	施設長	西田守希	Zoom	
56		副施設長	森田澄子	Zoom	
57		課長補佐	北本由美子	現地	
58	ちがさきの木魂	施設長	安田のり子	Zoom	
59		課長	熊切道人	現地	
欠席					

関係機関12名 当協議会59名 計71名

現地 : 30 Zoom : 41

関係機関（神奈川県各市町村）への質問

神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会

神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会（以下、重心協）では、重度の障害のある人の生活を支える立場から、各行政の取り組みに協力し、より良い支援の構築を目指しております。

このたび、当協議会の加盟施設へのアンケート結果を踏まえ、以下の点について各行政の支援体制の現状と今後の方向性についてお伺いいたたく存じます。

【設問1】短期入所・メディカルショートステイ事業について

18歳未満の方には神奈川県メディカルショートステイ事業が利用可能ですが、広域運用であるため、居住地域に近い施設での利用希望が多く寄せられています。利用者の状況をよく理解している市町村の担当者による支援が、制度利用の促進につながると考えます。

そこで、以下の点についてご教示ください。

- ① メディカルショートステイ事業の利用実績（登録施設数・利用件数等）、稼働率や空床状況について把握されている内容がございましたらご教示ください。併せて、今後の拡充方針についてお聞かせいただけますと幸いです。
- ② 制度利用支援の具体的な内容（利用対象者への普及促進・説明支援、施設との連絡調整等）がございましたらご教示ください。

【設問2】地域移行支援について

重症心身障害児者の地域移行に向けた支援は、本人の生活の質の向上と、家族の介護負担軽減の両面において重要な課題です。

- ① 地域自立支援協議会等の場において、重症心身障害児者の地域移行や移行支援に関して、課題として認識されている点はございますでしょうか。
- ② 移行支援の具体的な内容（地域の受け入れ先の拡充、移行支援会議の参加状況等）や今後の方向性について、ご教示ください。

【設問3】生活介護事業の運営について

当協議会加盟の生活介護事業所へのアンケート結果から、事業収支が非常に厳しい状況であることが明らかになりました。支援区分において最重度の方々を受け入れているものの、利用者の欠席率が高く、また人員体制の確保（送迎時の吸引対応に伴う看護師の添乗など）も困難であり、結果として多くの事業所が赤字運営となっている状況です。

- ① 欠席率の高い重症心身障害者を受け入れている事業所に対する減収補填制度、加算の算定要件単位数の見直しなど、生活介護事業に対する制度的な支援や今後の改善策について、現在どのようにご検討されているかお聞かせいただけますでしょうか。

【設問4】重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等がございましたらご教示ください。

※回答方法については別紙依頼文にあります案内をご確認ください。

関係機関への質問 回答

機関名 【藤沢市障がい者支援課】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①本市では、事業の利用実績等については把握しておりません。

②個別のご相談に対して事業のご案内を行っております。

問2. 地域移行支援について

①重症心身障がい児者の支援に関する課題等について、近隣には入所できる施設がないことから、医療的ケアが提供できるグループホームや短期入所、生活介護等の拡充が必要であると考えております。

②地域で安心して生活し続けられる場や、課題解決の仕組づくりの整備が重要であると考えます、利用できるサービスの拡充などについて検討していく必要性を感じております。また、そのためには、医療的ケアが提供できる人材の確保も重要と考えております。

問3. 生活介護事業の運営について

①対象者の特性上、出席率が低迷することや人員の確保及び体制の維持について苦慮されていると推察いたします。現状では、国の報酬規程に基づく対応について注視してまいります。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

医療的ケア児者の支援について、現状と課題及び今後の取組について協議・検討するための場を設置していく予定です。

機関名 【平塚市】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①特になし

②こども部会医療的ケア児支援分科会内にて事業内容を周知している。

問2. 地域移行支援について

①日中支援型グループホームが増えているが、医療体制や人員確保が難しく、支援度が高い方の受入れは進んでいない。

②分科会等の会議中で、レスパイトの受入れ先情報などについて共有している。移行支援会議は必要に応じて参加している。

問3. 生活介護事業の運営について

①特になし

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

・湘南西部圏域障がい福祉サービス地拠点事業所配置事業（あんしんネット）を行っている。県及び3市3町が連携し補助金を活用して常時看護師等を配置することで他事業所では受入れが困難な方々に対し短期入所サービスを提供している。

・介護老人保健施設内で医療型短期入所事業所を開設。障害分野の経験が乏しく、定期的な医療的ケアのみの方を受入れている。

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①本市において個別に把握しているものはございません。また、今後の拡充予定もございません。

②市ホームページにおいて、「医療的ケア児等とその家族への支援」のページを作成しており、その中で制度や相談先等を紹介しています。メディカルショートステイについて、個別に項目は設けていない状況ですが、神奈川県医療的ケア児支援についてのホームページへのリンクを掲載しており、そこから県が実施しているメディカルショートステイ事業等の紹介ページへアクセスが可能となっています。市ホームページについては今後適宜改善を加えてまいります。

また、本市では「かまくら障害者支援アプリ」を導入しております。医療的ケア児を含む障害のある方に対して、必要な支援が届くよう、本アプリ等を活用しながら制度周知にも努めておりますので、メディカルショートステイの事業についても取り扱うことを検討してまいります。

関係施設等との連絡調整については、個別のケースに応じて担当のケースワーカー等が連絡調整を行っているところです。また、本市では医療的ケア児等コーディネーターを委託により配置していることから、当該コーディネーターが、医療的ケア児等の支援における施設との連絡調整等を担っていただくことも多いと承知しております。

問2. 地域移行支援について

①本市の自立支援協議会（鎌倉市障害者支援協議会）において、重症心身障害児者の地域移行や移行支援に関して、個別に課題等としてあがっているものはありません。

②重症心身障害児者に特化した取り組みではありませんが、関連する事項として地域生活支援拠点等整備事業（以下「拠点事業」といいます。）については継続的に検討を続けており、その中で医療型障害児入所施設や療養介護を提供する医療機関等からの地域移行についても検討していく必要があると認識しております。本市において拠点事業は、面的整備型の手法で各機能を段階的に実施していくこととしており、現状は地域移行等に向けた「体験の機会・場の提供」及び、医療的ケア等の専門的な対応を行うことができる体制等を確保する「専門的人材の確保・育成」の機能については未整備となっております。各機能の実施の方向性について現在検討中であり、国や県が設けている制度の積極的な活用、あるいは市独自の事業の実施等、幅広く手法を研究してまいります。

また、鎌倉市障害者支援協議会に設置された地域生活支援部会の活動の中で、地域資源の相互理解の活動の一環として鎌倉療育医療センター小さき花の園の施設見学等を実施し、施設等の実態把握にも努めております。

加えて、重症心身障害児者の受け入れ先の拡充の取組の一つとして、県のメニュー事業を活用し、生活介護事業所に対して重度重複障害及び医療的ケアを要する障害者等の受け入れへの補助金や、地域活動支援センターに対して重度重複障害者の受け入れへの加算金を支給しているところです。

移行支援会議等への参加について、本市は「障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築について」に基づく協議の場として、神奈川県が設置した「神奈川県過齢児移行対策会議」の構成員となっております。個別ケースの移行支援会議へは現状参加しておりませんが、全体の協議の場において医療型障害児入所施設入所児の成人施設あるいは地域移行に関する課題について、協議に参加させていただいております。なお、療養介護を提供する病院等からの地域移行についての移行支援会議については、現状鎌倉市援護の利用者に関する移行支援会議参加の要請が無いため未参加となっておりますが、要請がございましたら積極的に参加させていただきたいと考えております。

問3. 生活介護事業の運営について

①生活介護事業所の運営については、令和6年度の報酬改定によって日額報酬ではなく、個別支援計画における標準的な支援時間ごとの報酬体系となったこと等に伴い、事業所によっては大幅な減収となり厳しい経営状況になっていると聞いているところです。生活介護事業は法定サービスであり、加算の見直し等の制度自体の変更は考えていませんが、神奈川県が定める「障害者地域生活サポート事業」のうち「重度重複障害者個別支援事業」及び「医療的ケア支援事業」を実施し、重症心身障害児者等の対象者を受け入れる生活介護事業所への補助を行っています。市独自に行う支援については検討していません。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

（継続事業）

- ・湘南東部圏域障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業（湘南東部あんしんネット）の実施による、緊急時等における短期入所施設を確保しています。
- ・補装具費支給制度における利用者負担額助成を実施しています。
- ・鎌倉市発達支援システムネットワークを医療的ケア児等に関する協議の場と位置付け、医療的ケアを伴う児童に関する協議を行っています。
- ・障害者地域生活サポート事業のうち、「短期入所利用促進事業」「重度重複障害者個別支援事業」及び「医療的ケア支援事業」を実施し、重症心身障害児者及び医療的ケア児者を受け入れる施設に対する補助金を交付しています。
- ・障害児の障害福祉サービス利用者負担額助成（自立支援給付費等、障害児通所給付費等、地域生活支援サービス、訪問入浴）を実施しています。
- ・医療的ケア児等コーディネーター1名の配置による、主に医療的ケアを伴う児童に対する相談支援体制の確保をしています。

（令和7年度からの新規事業）

- ・ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉専門職が、重度障害者等に対して災害時の個別避難計画を作成した場合の計画作成協力報償費（1件あたり7,000円）の支給を行っています。

機関名 【小田原市】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①市内の障害児が利用できるメディカルショートステイの登録事業所数は2件あります。その内、1件は重症心身障害児が対象の施設、もう一方は現在改修工事中のためサービス提供を休止しています。

②対象者からの相談がある際に、市内事業所を案内しています。

問2. 地域移行支援について

①市内で地域移行支援の提供実績があるのは1事業所のみです。そのため、地域全体として地域移行支援のノウハウが蓄積されず、新たに取り組もうとする事業所が生まれない事が結果的にサービス提供件数の少なさに繋がっており課題として挙げられます。

②

- ・受け入れ先施設に係わる情報収集と支援機関への共有
- ・相談支援事業所に対する地域移行に係わる情報提供
- ・本市福祉計画において、重症心身障害児者を含む障害者全体に向けた地域移行支援を位置付けています。具体的には体験機会の創出や新規GH事業者への情報提供や開設支援等を示しています。

問3. 生活介護事業の運営について

①生活介護を提供する事業所に限定したものはありませんが、令和7年度には全ての障害者福祉サービス提供事業所に対して物価高騰対応支援金の支給を実施しています。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

- ・県西地域に設置された医療的ケア児等コーディネーターと月1回の連絡会を開催し情報共有を行っています。
- ・ケア付き通学支援事業：放課後デイサービス事業所が、医療的ケアが必要な対象児童の通学に看護師が同乗して通学を支援します。（月4回まで）
- ・障害児医療的ケア提供体制整備事業：放課後デイサービス事業所が、医療的ケア児の受け入れに必要とされる看護師の配置に要する費用を助成する制度です。

機関名 【茅ヶ崎市】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①
登録施設数：市内には1か所と聞いています。
利用件数：市を通しての利用ではないため正確な利用実績については不明。
稼働率、空床状況についても不明。
また、県事業であるため拡充は検討していません。

② 制度利用支援の具体的な内容（利用対象者への普及促進・説明支援、施設との連絡調整等）については、神奈川県のリフレットを使用し情報提供をしています。

問2. 地域移行支援について

① 現状、重症心身障害児者の支援を行う事業所が市内に少ないため、特に成人となるとほとんどの方が市外の事業所に通所せざるを得ない状況があります。対象者が限定されてしまうことから相対的な利用ニーズが少ないと判断されること、看護職などの専門職員の配置が必要となること等から、市内事業所の新規立ち上げもなかなか進んでいません。

② 重症心身障害児者と必ずしも状態像がイコールではないが、令和8年度から医ケア児等への支援を検討していくための会議体を立ち上げる予定であり、その中で支援の在り方について検討していければと考えています。

問3. 生活介護事業の運営について

生活介護事業所への市独自の加算の検討は行っておりません。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

令和6年10月より医療的ケア児等支援在宅レスパイト事業を実施しており、徐々に利用実績も上がってきております。

機関名 【逗子市】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

① 県のメディカルショートステイ事業については、市では利用状況等を把握できていません。

② HP掲載、窓口へのチラシ配架により、周知しています。

問2. 地域移行支援について

① 地域で生活するための社会資源が不足していることを課題として認識しています。

② 計画相談事業所等の関係機関と連携し、検討していく予定です。

問3. 生活介護事業の運営について

① 地域の資源不足については認識しておりますが、具体的に充実させるような取組はできていません。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

・市独自の新規事業はありませんが、災害時の対応として、避難行動要支援者避難支援計画に基づき、避難行動要支援者名簿の整備、関係機関との情報共有や個別避難計画作成の推進、災害時用日常生活用具として、対象品目の追加等を引き続き行ってまいります。

機関名 【三浦市】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①把握しておりません。
※横三圏域医療的ケア児等支援協議会ブランチ会議で県から報告される数字で把握しているという現状です。

②対象者の方には手帳交付時等に必要に応じて短期入所等のサービスについてのご案内をしています。
また、相談支援事業所等関係機関からも情報提供を行っています。

問2. 地域移行支援について

①居住の場や、生活をしていくうえでの支援等、地域で支える素地、社会資源が整っていないという面が課題として挙げられています。

②現在のところ、社会資源の不足等の課題があり、移行支援まで議論が進んでいない状況です。

問3. 生活介護事業の運営について

①事業所から設問にあるような要望をいただければ、国に対して要望をしていきたいと考えております。
市単独での対策については、財政状況等を鑑みると現段階では難しいと考えます。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

市単独の事業ということであれば特にございません。

機関名 【秦野市 障害福祉課】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①稼働率や空床状況については把握していない。

②市へ相談があれば委託しているコーディネーターにつないでいる。

問2. 地域移行支援について

①・地域における受け入れ先の不足

②・多機関による情報共有や連携体制の強化
・協議会や連絡会における課題解決に向けた検討

問3. 生活介護事業の運営について

①特にありません。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

継続している事業
・重症心身障害児者が居住かつ所有している住宅について、屋内に限り住宅設備を改良し、又は機器を設置するに当たり、その改良工事等に要する費用を助成を行っています。
・日中一時支援事業について、令和6年度から重症心身障害児者及び医療的ケア児を受け入れし、受け入れのために看護師を配置した事業所について、看護師配置加算が算定できます。

機関名 【厚木市役所市民福祉部障がい福祉課】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①神奈川県メディカルショートステイ事業の詳細な実績については市で把握しておりませんが、重度の障害のある方を支援するため、現行の事業の継続を希望します。

②神奈川県メディカルショートステイ事業について、現在、市の窓口においても周知させていただいておりますが、今後も市の冊子に掲載するなど、積極的に周知してまいります。なお、在宅で生活している15歳以下の者（重症心身障害児の認定を受けている者）に対し市単独事業としてメディカルショートステイ事業を実施していましたが、県事業と内容が重複するため、令和7年度をもって廃止予定です。

問2. 地域移行支援について

① 重症心身障害児者に関する地域移行支援等については、課題としてあがっておりません。

② ①のとおり課題としておりません。今後、地域の実情に応じて、自立支援協議会で検討します。

問3. 生活介護事業の運営について

① 具体的な制度等は設定しておりませんが、地域の事業者等から欠席時対応加算における人件費等の課題はあげられております。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

- 1 障害福祉サービス開設準備・運営経費補助金
重症心身障害児者や医療的ケアを有する者を専門的に受け入れる、障害福祉サービス等事業所の開設等に対する補助を実施。
- 2 重度障害児メディカルショートステイ事業（県事業と内容が重複するため令和7年度をもって事業廃止）
- 3 重度障害者訪問看護支援事業

機関名 【大和市】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①神奈川県メディカルショートステイ事業は神奈川県の事業であり、事前登録から実際の利用調整までの全ての手続きを県が実施していることから、利用実績・稼働率・空床状況・今後の拡充方針等は県が所管しており、当市では把握しておりません。

②制度利用支援としては、当市HPに掲載の制度案内の手引きに神奈川県メディカルショートステイ事業の概要説明を掲載したり、医療的ケア児等コーディネーターや訪問看護事業者に利用対象者への周知を働きかけたりする等、普及促進・説明支援を行っております。

問2. 地域移行支援について

①自立支援協議会での協議事項等については、以下のとおりです。

○日中活動先

- ・重心の方が利用できる日中事業所が少なく、今年度卒業する方で既に、在宅で過ごす曜日が出てきてしまっている方が生じており課題となっています。
- ・日中活動先として、本人・家族の意向に関わらず複数の事業所を併用するケースが多くなっています。（放課後等デイサービスも複数の事業所を併用するケースが多い為、併用の抵抗感は薄れつつあります。また、本人の支援者や居場所を複数持っておいた方が良いという考え方もあります。）
- ・看護師が配置されている日中事業所が少なく、医療的ケアが必要な方への資源が限られています。

○短期入所

- ・短期入所の受け入れ先が少なく、広域で調整する必要があります。
- ・重心認定者は医療型短期入所も使える等、利用できるサービスの幅が広い一方で、重心認定を取れない狭間の方の調整が困難です。

○その他

- ・在宅の方には災害時の対応含めて、様々な情報が届いていないと感じます。
- ・児童から成人に移行するタイミングで、行政の窓口も変わり、学校やそれまで関わってくれていた機関との関わりも途切れてしまう方への支援が課題となっています。

②本市において、療養介護施設等の利用者が、地域移行に至った事例は今のところありません。今後、地域移行に向けて、各利用者やその親族の状況、各事業者の支援体制等を踏まえて、生活や日中活動の場を検討してまいります。

問3. 生活介護事業の運営について

①重症心身障害者の支援において、減収等の課題があることは承知しております。しかし、障害福祉サービスを取り巻く課題が重症心身障害者に限らず相談支援や地域活動支援など多岐にわたっています。さらに、財政が硬直化するなか、新たな加算や補填制度の創出は極めて困難な状況です。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

該当ありません

機関名 【伊勢原市障がい福祉課】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①実績や稼働率等、把握はしていない。また対象ケースに対しては、医療的ケア児等コーディネーターを通じて支援に繋がっているが、メディカルショートステイの対象となったケースは現状無い。

②対象者の相談や連絡調整等は、医療的ケア児等コーディネーターを介して対応を依頼している。

問2. 地域移行支援について

①医療ケアが必要な対象者は決まった時間の対応だけでなく、状況や体調を見て都度ケアが必要なケースもある。そうすると地域移行し、例えば通所事業所が見つかったとしても、対象ケース個人のみで職員が付きっきりで対応はできないため、利用施設によっては対応に苦慮される場合がある。当市の事例においても家族の負荷軽減等を目的に、排痰や吸引などの医療的ケアが必要な児童に対し、医療的ケア支援事業委託として、訪問看護師を派遣し対応しているケースがある。定期的な医療ケアが必要となるが、体調や様子を見て医療ケアの対応の要不要の判断が必要となる場合がある。そのため制度上1回の利用時間が決まっているが、決まった時間での支援が難しく、訪問看護師が対応できない時間帯等は保護者も対応している状況となっている。

②上記①に記載した訪問看護師派遣事業などを通じて、地域生活をする上でのサポートに繋げることができればと考えている。また市内の訪問看護事業所を中心とする医療ケア等支援部会にて、地域移行支援に係る情報交換や課題の共有、また勉強会等を関係者で行っている。

問3. 生活介護事業の運営について

①制度的な支援としては神奈川県各市町村障害者福祉事業推進補助金交付要綱を実施する社会福祉法人等が当該事業に要する経費に対し、伊勢原市障害者地域生活サポート事業等補助金を交付している。本補助金を利用し、医療的ケア支援事業や重度重複障害者個別支援事業等、各対応を行っている事業所に補助金を交付している。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

問2①に記載した訪問看護師の派遣事業等や、日中支援型共同生活援助にて重症心身障害児者の支援を行っている際の加算付与など実施。

機関名 【海老名市】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①
現状では利用状況の把握はできません。

②
上記①の理由からありません。

問2. 地域移行支援について

①
現状ではありません。

②
学区内の支援学校と情報共有会議を実施し、生徒の特性や進路状況などについての情報交換をしています。また、本年度からグループホーム連絡協議会を設置し、将来的にはその場でも地域移行についての情報交換等ができればと考えています。

問3. 生活介護事業の運営について

①
市内の事業者の運営状況などを確認し、実施に向けた内容や方法について研究してまいります。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

わかば会館の改修に際して、医療的ケアを要する児童を受け入れる事業の実施について検討をしています。

機関名 【座間市】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①本事業は神奈川県主体で運用されていることから、本市では利用実績や稼働状況等について把握しておりません。

②協議会等で関係者への制度の周知は図っています。

問2. 地域移行支援について

①本市においては、現時点で、地域自立支援協議会等において、重症心身障害児者の地域移行に関する課題は特段認識されておりません。

②本市においては、現時点で、重症心身障害児者の移行支援に関する具体的な取組や今後の方向性について、検討は行っておりません。

問3. 生活介護事業の運営について

①本市においては、現時点で、生活介護事業所から事業収支等に関する具体的な課題の把握には至っておらず、減収補填制度や加算要件の見直し等について、市としての検討は行っておりません。今後、事業所等からの意見等があった場合には、必要に応じて情報共有を行ってまいります。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

当市では重症心身障害児者が対象となる継続中の支援事業や新規事業はありません。

機関名 【綾瀬市】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①把握しておりません

②県の制度の紹介、登録を、必要な方に対して勧めている。

問2. 地域移行支援について

①重症心身障害者が利用できるGHや、日中支援型GHが市内にすくないこと

②日中支援型GHについては特になし。日中活動の場の確保として重症心身障害者や医療的なケアの必要な方の受け入れが可能な通所型生活介護事業所を誘致するため、市単独の補助金や加算などを募集要項に記載して、公募予定。支援学校卒業時には、学校と相談事業所と基幹相談センターの会議を実施、また、個別にケース会議も実施している。また児童相談所との地域移行の連絡会議も年1回実施している。また18歳を超えた過齢児の移行支援会議も昨年度1回実施している。

問3. 生活介護事業の運営について

①現状の制度として以下のものがある

綾瀬市障害者自立支援センター単独加算（重度障がい者を受け入れるため、看護師を配置した場合に3,129円/日、重度障がい者の介護業務として1,974円/日）。また今後については問2②の通り。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

放課後等デイサービス支援事業補助金（医療的ケアが必要な重度障がい児の受け入れの場を市内に確保し、質の高いサービスの提供体制の整備を行う。医療的ケア児を受け入れた場合に3,160円/日、看護師を常勤又は非常勤で雇用した場合に6,000円/日、認定特定行為業務従事者を配置した場合に6,000円/日補助する。）医療的ケア児等連絡会（保健、福祉、教育、医療の関係機関が集まり、地域の課題を話し合うことや、保育園入園の際の受け入れ検討の場として機能している）

機関名 【葉山町 福祉課】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①メディカルショートステイ事業については、神奈川県の実業になりますので、把握していません。

②周知のみ実施。その他は上記に同じ。

問2. 地域移行支援について

①対象者が少なく、また地域移行の希望もないため、課題として把握しているものはありません。

②件数が少なく、その都度対応する状況であるため、今後の方向性も定まっていません。

問3. 生活介護事業の運営について

①事業所から要望もなく、実態も把握していないため、検討していません。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

特にありません。

機関名 【寒川町】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①以下は把握している。
メディカルショート事業の登録者総数は56名、利用者総数は35名。
年齢別登録者数は0~3歳は10名、4~7歳は16名、8~10歳は8名、11~14名は11名、15歳以上は11名。
圏域別登録者数は横須賀三浦は22名、湘南東部は15名、湘南西部11名、県央は6名、県西は2名。
(かながわ医療的ケア児支援センター湘南東部ランチ会議より)
稼働率や空床状況は把握していない。

②町より委託している相談支援事業所に医療的ケア児等コーディネーターが在籍しており、情報提供や説明支援を行っている。

問2. 地域移行支援について

①課題として認識していない。今後は関係機関とも情報交換を行い、課題の抽出を進めたいと考えている。

②移行支援会議に年2回、寒川町として参加している。

問3. 生活介護事業の運営について

①特に検討していない。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

湘南東部圏域障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業の実施。
対象：医療的ケアが必要な方、障害特性により通常の短期入所サービスの利用が難しい18歳以上の重症心身障害児者

機関名 【大磯町】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①空床、稼働率等の把握はしていない。利用実績については毎月、実績記録表を提出してもらっている。

②町CWと基幹相談支援センターで対応。

問2. 地域移行支援について

①自立支援協議会の場において、現状課題としては挙げられていない。

②家族の介護負担等を鑑みた際、移行支援は現状では難しいと考える。

問3. 生活介護事業の運営について

①検討していない。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

特になし。

機関名 【 二宮町 】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①実績等はありません。

②特にありません。

問2. 地域移行支援について

①現状、議題としてはありません。

②課題になった際に、検討していきます。

問3. 生活介護事業の運営について

①他市町村の動向を確認しながら検討していきます。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

特にありません。

機関名 【 中井町 】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①利用実績はありません。また、今後の拡充等の予定は現在のありません。

②個別にご相談をお受けし、対応を行います。

問2. 地域移行支援について

①地域資源の不足を課題に感じます。

②地域生活支援拠点事業等を活用し、対象の方がスムーズに地域移行を行えるよう努めます。

問3. 生活介護事業の運営について

①現時点で新たな制度の創設や単位数の見直しの予定はありません。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

（継続中）地域生活支援拠点事業、医療的ケア児等コーディネーター配置事業

機関名 【 松田町 】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①対象の方がおりません。

②対象の方がおられましたら、情報提供を行ってまいります。

問2. 地域移行支援について

①地域のサービス事業が少なく、新規参入される事業も少ない。

②障害福祉に関しても、町単独で行っているものも少なく、地区単位で共同で行っている事業もございます。関係機関で、連携して参ります。

問3. 生活介護事業の運営について

①所在している事業所より具体的な相談がないため、現在は減収補填制度はございません。加算の算定要件に関しまして、厚生労働省の基準に基づき、行って参ります。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

医療的ケア児の協議の場において、検討して参ります。

機関名 【山北町福祉課】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①現在、当町では医療型短期入所に対する受給申請者はおらず、メディカルショートステイの対象となる方の状況も把握しておりません。そのため拡充方針も現在のところ定めておりません。

②上記のため、実績がありません。

問2. 地域移行支援について

①地域移行の関する部分の課題としては、重症心身障害児者を受け入れ可能な施設も含め、障がい福祉サービスを提供する社会資源の不足は当町に限らず、圏域レベルの課題として認識しております。

②地域の受け入れ先の拡充などの体制整備は必要と考えますが、当町のような小規模自治体単独では整備が困難であるため、地域移行推進会議等に参加し、圏域レベルでの検討を継続していきます。

問3. 生活介護事業の運営について

①制度的な面での事業所への支援については、現在、町独自で検討しているものはございませんが、近隣市町の動向も注視し、体制整備については検討してまいります。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

当町としては、圏域で実施している事業以外の取組みは行っておりません。

機関名 【開成町】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①町では利用状況を特に把握していません。足柄上地区地域自立支援協議会の児童発達支援部会にて「医療的ケア児に関する協議の場」や、県西圏域2市8町にて「医療的ケア児等コーディネーター配置事業」の中で県西圏域医療的ケア児等支援窓口「るびなす」から事業の状況について説明を受けています。

②対象になる方には制度の案内を行います。障害担当課、こども課から県西圏域医療的ケア児等支援窓口「るびなす」に相談し、直接説明いただくこともあります。

問2. 地域移行支援について

①重症心身障害児者に係る取り組みは現時点ではありません。

②県西圏域2市8町が連携し、障がい福祉サービス地域拠点事業所配置事業（あんしんネット）を行っております。重症心身障害児者や医療的ケアのある方に対して支援体制を強化することで、特別な支援が必要な方や緊急的な対応が必要な方が短期入所や訪問介護を利用し、地域で安心して暮らせるよう生活をサポートしています。

問3. 生活介護事業の運営について

①現時点で検討していません。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

障がい福祉サービス地域拠点事業所配置事業（あんしんネット）を引き続き継続していきます。

機関名 【箱根町】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①特になし

②特になし

問2. 地域移行支援について

①特になし

②特になし

問3. 生活介護事業の運営について

①特になし

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

特になし

機関名 【真鶴町】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①当町における利用実績はありません。

②当町においては特段のものはありません。

問2. 地域移行支援について

①移行後における家族や介護者の負担軽減にあると考えます。

②今後も受け入れ先の拡充や家族等の負担軽減を図るような支援が必要かと考えます。

問3. 生活介護事業の運営について

①制度的な支援や加算等につきましては、近隣市町の動向を伺いつつ検討をして参ります。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

当町においてはありません。

機関名 【湯河原町社会福祉課】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①神奈川県メディカルショートステイ事業につきましては、県公表の運用状況や対応機関の内容以外で、町独自に把握している内容はありません。今後の拡充方針については、県や医療機関と連携し、必要に応じて協議をすすめてまいりたいと考えております。

②県のリーフレットやチラシをもとに、医療的ケア児を支援される家族、支援者等への案内を実施しております。

問2. 地域移行支援について

①重症心身障害児者の地域移行の受け入れ先として期待される日中支援型のグループホームに関して、圏域の自立支援協議会において事業所を交えての意見交換会やホーム視察を実施しております。地域における課題の共有を図り、人材確保や支援の質の向上、運営の安定化等が課題であると認識しております。

②施設入所者の地域移行に向けた移行支援会議や、地域で生活する重度障害者の支援の安定化を目的とした会議等への参加があります。今後も圏域各所との協働し、上記課題の解決に向けて連携を図ってまいります。

問3. 生活介護事業の運営について

①町内の生活介護事業所においても、利用者の高齢化や支援員の人員不足について認識しているところです。現状では欠席率の高い重症心身障害者を受け入れている事業所に対する減収補填制度や加算の算定要件、単位数の見直し等は検討しておりませんが、生活介護事業に対する制度的な支援や今後の改善策について、自立支援協議会等、圏域の動向を注視してまいります。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

・湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助事業（令和7年12月5日告示）
日常的に電源を要する人工呼吸器等の医療機器を使用する医療的ケア児が、停電等の際に電源を確保するための非常用電源装置等の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において、湯河原町医療的ケア児非常用電源装置等購入費補助金を交付するものです。

機関名 【愛川町民生部福祉支援課】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①登録施設や、実績は現在のところございません。

②特に実施していません。

問2. 地域移行支援について

①地域で支えるためのサービス資源の確保が課題です。

②GHの設置するための補助金交付など、地域移行を促進するための事業を実施していきたいと考えております。

問3. 生活介護事業の運営について

①生活介護事業所への支援について、現在、町単独で検討していることはありませんが、今後、国・県の動向等を注視しながら、検討してまいります。

問4. 重症心身障害児者（医療的ケア児者）が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

●医療的ケア児通学支援給付事業
登校時または下校時に保護者に代わり、事業所に配置されている看護師等が福祉的有償運送等車両に同乗して移動に必要な医療的ケアを提供するための費用を補助するもの。

機関名 【清川村役場 子育て健康福祉課】

設問1. 短期入所・メディカルショートステイ事業について

①メディカルショートステイの利用実績はありません。
(対象者無しと把握しています。)

②(対象者無しのためありません。)

問2. 地域移行支援について

①自立支援協議会の場においては取り上げておりません。

②現在対象者はいませんが、必要時には関係者との連携に努めます。

問3. 生活介護事業の運営について

対象者がいないため、未検討です。

問4. 重症心身障害児者(医療的ケア児者)が対象となる継続中の支援事業や新規事業等について

特にありません。

2025年度 神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会 職員研修会「実践報告会」

開催概要

日時： 2025年9月20日(土)10:30～17:00 会場： ラスカ茅ヶ崎ホール 6階 レンタルスペース

協賛： 神奈川県重症心身障害児(者)を守る会

プログラム：

- ・ 基調講演「茅ヶ崎支援学校での取り組み—小学部から高等部までの学びのつながりと進路支援」
- ・ 実践報告「利用者のより豊かな生活を目指して」(9演題)
- ・ リアクションペーパー記入・投票・表彰
- ・ 交流会・懇親会

アンケート結果 (概要)：

(1) 総合評価

① 全体満足度 (自由記述の自動分類)

「とても良かった」「勉強になった」「有意義だった」など肯定的な記述：約27件/30件
⇒ 本研修の目的である実践共有と学びの促進は十分達成されたと評価できる。

(2) 評価された点 (主な傾向)

① 他施設の実践共有の価値

「様々な施設の取り組みを知る良い機会」、「日々の工夫が具体的で参考になった」、
「視野が広がった」
⇒ “現場に即した実践知”の共有が高く評価

② 利用者本位の支援への共感

「利用者のために考え抜かれている」「人生を豊かにする視点に共感」「意思決定支援が印象的」
⇒ 支援の本質に立ち返る機会となった

③ 多職種・施設間連携への気づき

「多職種連携の重要性を再認識」、「横のつながりができた」
⇒ ネットワーク形成の場としても有効

④ 参加型企画の効果

投票・リアクションペーパーにより「主体的に参加できた」という評価
⇒ “聞くだけで終わらない研修”として機能

(3) 印象的な自由記述（要旨）

「心が温かくなる内容だった」、「前向きな取り組みに励まされた」

「諦めず考え続ける姿勢の大切さを感じた」、「若い職員の発表が刺激になった」

「どの発表もとても勉強になりました。」

「新たな取り組みや施設の赤裸々な報告まで、とても楽しく、学びになりました。」

⇒感情面・意欲面への好影響も確認できた

(4) 会場・運営に関する評価

「駅直結で行きやすかったです。」、「駅から近く、とても良かったです。」

「明るく楽しげな雰囲気のある会だと思いました。」、

「参加者も多く、交流面も含め充実したと思います。」

「家族ルームなどの配慮があるとよいと思いました。」

「当日のハイブリッドができると参加者や質疑も増やせそう。」

今後希望する研修テーマ：

- ・意思決定支援・ACP・終末期支援
- ・親亡き後・後見人・保証人問題
- ・在宅支援・生活介護・訪問看護
- ・認知症・高齢化への対応
- ・多職種連携・事例検討・災害時対応
- ・特定技能・外国人雇用・人材確保

まとめ

今回、初めて茅ヶ崎を会場として実践報告会を開催いたしました。加盟施設の職員や関係団体の皆様など、150名を超える方々にご参加いただき、大変盛況な会となりました。

基調講演では、神奈川県立茅ヶ崎支援学校の先生方をお招きし、小学部から高等部までの取り組みについて、学校生活の流れや目標を含め丁寧にご説明いただきました。卒業後の支援を考える上でも大変参考となる内容で、参加者からも高い関心が寄せられました。

昼休憩の時間には、各施設や関係団体の紹介パンフレットや製作物の展示を行い、参加者の皆様に自由にご覧いただきました。展示物には、日頃の活動の成果や地域での取り組みが反映されており、互いの実践を知る貴重な機会となりました。

また、参加者同士がお弁当やお茶菓子を囲みながら和やかに歓談できる交流会も実施いたしました。普段は接点の少ない施設間・団体間でも、直接言葉を交わすことで新たなつながりが生まれ、今後の協力関係や連携の可能性を広げるきっかけとなったものと思います。

2025 年度 交流研修会実施報告書（入所）

- 1 日 時：2025 年 12 月 3 日（水） 9：30～15：30
2025 年 12 月 11 日（木） 9：30～15：30
- 2 場 所：ライフゆう
- 3 内 容： 9：30～10：30 オリエンテーション・施設見学
10：30～11：00 ケア・移乗・更衣等
11：00～11：15 ラジオ体操・申し送り・3分トーキング等
11：15～11：30 リフター体験
11：30～12：30 休憩・昼食
12：30～14：00 利用者昼食
14：00～15：00 日中活動
15：00～15：30 振り返り・意見交換
- 4 参加者：12月3日 2名（入所施設1名・通所施設1名）
12月11日 3名（入所施設3名） ※1名、体調不良により欠席

5 参加者の感想・意見

当日はメンバーさんの支援を一緒にしていただきました。参加者の中でリフターの体験したことのない方には体験をしてもらいました。思ったよりも痛くなく、安心するとの感想が多かったです。振り返りの時間に下記の内容で感想をいただきました。

- ・利用者をメンバーさんと呼んでいて親しみやすい感じを受けた
- ・スタッフもメンバーさんもみんなフレンドリーであたたかいと感じた
- ・職種に関わらずできる人ができているようで、スタッフ間の声の掛け合いが多く、ナースだから支援員だからの線引きがなく、とても良い環境だと思った
- ・外部（地域）の方々を巻き込み、いろいろな活動ができていることを知れた
- ・コンテンポラリーダンス（日中活動）に参加し、メンバーさんの笑顔が素敵だった
- ・支援・看護共に気さくに話しかけコミュニケーションがとれていた。アットホームな雰囲気印象的だった
- ・メンバーさんの居室もご本人の部屋という感じでよかった
- ・食事介助や飲水介助一つ一つのケアをメンバーさんに合わせたケアを大切にしていると感じ、改めて丁寧なケアを意識しようと思った
- ・他の施設の日常の様子を見ることができてよい経験になった
- ・昼食もメンバーさんが食べているメニューを食べているので食べる順番など考える事ができた
- ・自施設から移行したメンバーさんと再会できるのも交流研修ならではの感想
ライフゆうスタッフも他施設のやり方など情報交換ができ、とても良い研修になりました。
ありがとうございました。

2025 年度 交流研修会実施報告書（通所）

1. 日時、参加者

11月4日（火）3名 通所：ほうあん第2しおん、横浜療育医療センター、小さき花の園

11月11日（火）3名 通所；みどりの家、港南 入所：ライフゆう

11月18日（火）3名 通所：ほうあん第2しおん、マロニエ、若草

11月20日（木）1名 通所：こぶし園、

※当初予定した1名は事前連絡により不参加となる。 計10名実施

2. 場所：水平線 生活介護

3. 内容：9:30～10:00 オリエンテーション、施設見学

10:00～15:30 活動参加 休憩1時間

15:30～16:30 振り返り、意見交換

16:30 交流研修会終了

4. 交流研修会の様子

参加されていた方々より感想をいただいております、以下簡単に内容を挙げさせていただきます。

- ・ゆったりした感じでスタッフ、メンバーさんがいい表情が多かった。せかせかせず、スタッフ間で「あれした？これした？」という確認が少なく連携がとれていた。
- ・メンバーさんが自由に動いておりよかった。自分の施設では止めてしまうことがある。人員不足で我慢させてしまっているのではと感じた。活動も団結感があってよかった。
- ・離職率が低そう。
- ・意思を言える方が多いからか、せわしなくなく、ゆったりしている。人力でのトランスが課題で、腰痛になりやすい。リフターの活用が課題。
- ・自走されている方もいて新鮮だった。「午後何する？」ときっちり決めすぎないのがよい。
- ・利用者目線で、日々の活動、個別支援ができています。人材確保や離職率が課題。楽しいと人は定着すると思う。

- ・医療度が高いと体調管理がメインになる。ゆっくり時間が取れないのが課題。朝の会のゆっくりできないと時がある。活動がしっかりできるといい。
- ・活動が楽しかった。トランプやボードゲームなど持ち帰ってやってみたい。
- ・看護師が中心なって活動に参加していた。
- ・時間に余裕があつてバタバタしていなかった。日々走り回っていて休憩が取りづらい時があり、課題。

総評：

水平線の利用者は医療度が低く、帰りの送迎も16時からなので、午前1回、午後2回の計3回（1回30分～45分ほど）活動時間が取れ、活動メインに提供できています。スタッフも長期雇用している方が多いので連携もしやすい環境の中で、メンバーさん中心に、「何ができ、どう楽しみ、今日一日来てよかったと思って帰っていただく」ということを日々考えて活動提供しているところを見ていただけたかと思います。

スタッフもメンバーさんも一人一人大切に思い合うことが本人中心支援にもなり、スタッフの離職につながりづらくなると考えます。

市町村や、環境の違いはありますが、参加してくださったスタッフの皆さんも同じ思いで、メンバーさんのことを考え、悩み、支援していることが分かりました。また、他施設の活動内容や取り組みも意見交換ができ、各施設で行っている活動の工夫や、スタッフの休憩時間の作り方なども伺えたので、水平線でも取り入れようと思いました。

重心協での横のつながりで、相談し合える、仲間作りが交流研修などを通じてできたらよいと思いました。ご参加ありがとうございました。

2026年度

神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会 加盟施設概要

【療養介護施設】

地方独立行政法人神奈川県立病院機構	
神奈川県立こども医療センター 重症心身障害児施設ひだまり	
種 別	医療型障害児入所施設
所 在 地	〒232-8555 横浜市南区六ッ川2-138-4
TEL/FAX	045-711-2351 / (FAX)045-721-3324
ホームページ	https://kcmc.kanagawa-pho.jp/department/jyuusin
E-mail	juushin.shien.1591@kanagawa-pho.jp
経営主体	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構
事業開始	1970(昭和45)年4月1日
定 員	40名
事業内容	・医療型障害児入所(重症心身障害児) ・医療型短期入所(児童)・療養介護

鎌倉療育医療センター小さき花の園	
種 別	療養介護事業所、医療型障害児入所施設
所 在 地	〒248-0033 鎌倉市腰越1-2-1
TEL/FAX	0467-31-6703 / (FAX)0467-32-5841
ホームページ	http://www.chiisaki.com
E-mail	mac@chiisaki.com
経営主体	社会福祉法人 聖テレジア会
事業開始	1970(昭和45)年4月10日
定 員	72名
事業内容	・医療型障害児入所(重症心身障害児) ・療養介護(重症心身障害者) ・医療型短期入所(児童・障害者) ・外来診療(内科・小児科・リハビリテーション) ・神奈川県在宅重症心身障害児療養訪問指導 ・生活介護 ・指定特定相談支援、障害児相談支援

独立行政法人国立病院機構神奈川病院	
種 別	指定発達支援医療機関(医療型障害児入所)、療養介護事業所
所 在 地	〒257-8585 秦野市落合666-1
TEL/FAX	0463-81-1771 / (FAX)0463-82-7533 [療育指導室 0463-81-3509]
ホームページ	https://kanagawa.hosp.go.jp
E-mail	223-ryoiku-3@mail.hosp.go.jp (療育指導室)
経営主体	独立行政法人国立病院機構
事業開始	1971(昭和46)年10月(重症心身障害児施設)
定 員	120名
事業内容	・医療型短期入所(児童・障害者) ・医療型障害児入所(重症心身障害児) ・療養介護

七沢療育園	
種 別	療養介護事業所、医療型障害児入所施設
所 在 地	〒243-0121 厚木市七沢516
TEL/FAX	046-249-2720 / (FAX) 046-249-2739
ホームページ	http://www.n-ryoikuen.kanagawa-rehab.or.jp
E-mail	ryoikuen@kanagawa-rehab.or.jp
経営主体	社会福祉法人 神奈川県総合リハビリテーション事業団
事業開始	1973(昭和48)年8月1日
定 員	40名
事業内容	・医療型短期入所(児童・障害者) ・医療型障害児入所 ・療養介護 ・神奈川県在宅重症心身障害児者療育訪問指導

横浜療育医療センター	
種 別	療養介護事業所、医療型障害児入所施設
所 在 地	〒241-0014 横浜市旭区市沢町557-2
TEL/FAX	045-352-6551 / (FAX)045-352-9241
ホームページ	http://jyuuiryouikukai.or.jp/yokoryo
E-mail	yokoryo@jyuuiryouikukai.or.jp
経営主体	社会福祉法人 十愛療育会
事業開始	1988(昭和63)年2月1日
定 員	105名
事業内容	・療養介護 ・医療型短期入所(児童・障害者)・入院 ・日中一時支援 ・生活介護 20名 ・外来診療 (小児科、内科、歯科、耳鼻科、皮膚科、整形外科、リハビリテーション) ・相談支援事業(指定特定・一般) ・障害児・者居宅介護(ホームヘルパー派遣) ・訪問看護ステーション ・放課後等デイサービス

相模原療育園	
種 別	療養介護事業所、医療型障害児入所施設
所 在 地	〒252-0334 相模原市南区若松1丁目21-9
TEL/FAX	042-749-6316 / (FAX)042-749-6356
ホームページ	https://jikeiryokukai.or.jp/
E-mail	s-ryouikuen@jikeiryokukai.or.jp
経営主体	社会福祉法人 慈恵療育会
事業開始	1989(平成元)年5月1日
定 員	60名
事業内容	・療養介護・医療型障害児入所 ・医療型短期入所(児童・障害者)(空床利用) ・生活介護 ・外来診療

太陽の門福祉医療センター	
種 別	療養介護事業所、医療型障害児入所施設
所 在 地	〒250-0032 小田原市風祭563
TEL/FAX	TEL 0465-24-6561 /(FAX) 0465-21-6506
ホームページ	https://kazamatsurinomori.or.jp/
E-mail	shien@kazamatsurinomori.or.jp
経営主体	社会福祉法人 風祭の森
事業開始	2002(平成14)年4月1日
定 員	52名(内2名は短期入所)
事業内容	・療養介護 ・医療型障害児入所・医療型短期入所(児・障害者) ・生活介護 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・移動支援 ・障害児相談支援 ・特定相談支援 ・福祉有償運送 ・リハビリ外来 ・放課後等デイサービス

重症児・者福祉医療施設 ソレイユ川崎	
種 別	療養介護事業所、医療型障害児入所施設
所 在 地	〒215-0001 川崎市麻生区細山1203番地
TEL/FAX	044-959-3003 /(FAX) 044-954-5581
ホームページ	http://www.misasakai.or.jp/shisetsu/soleilkawasaki.php
E-mail	soleilkawasaki@misasakai.or.jp
経営主体	社会福祉法人 三篠会(みささかい)
事業開始	2005(平成17)年4月1日
定 員	100名
事業内容	・療養介護 ・医療型障害児入所 ・短期入所(児童・障害者) ・生活介護 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・相談支援(特定・一般・障害児) ・外来診療(重症心身障害児者の診療・リハビリ外来)

重症心身障害児(者)施設 サルビア

種 別	医療型障害児入所施設、療養介護事業所
所 在 地	〒230-0012 横浜市鶴見区下末吉3丁目6番1号
TEL/FAX	045-576-3000(病院代表) /(FAX) 045-576-3559
ホームページ	http://www.tobu.saiseikai.or.jp
E-mail	salvia@tobu.saiseikai.or.jp
経営主体	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部神奈川県済生会
事業開始	2007(平成19)年4月1日
定 員	44名
事業内容	・医療型障害児入所 ・療養介護 ・医療型短期入所 ・外来診療 ・指定特定相談支援

ワゲン療育病院長竹

種 別	療養介護事業所、医療型障害児入所施設
所 在 地	〒252-0154 相模原市緑区長竹494-1
TEL/FAX	042-784-7227 /(FAX) 042-784-3800
ホームページ	http://www.wagen.or.jp/nagatake
E-mail	jimubu@wagen-nagatake.jp
経営主体	社会福祉法人 ワゲン福祉会
事業開始	2014(平成26)年4月1日
定 員	50名
事業内容	・療養介護 ・医療型障害児入所 ・医療型短期入所

ライフゆう

種 別	療養介護事業所、医療型障害児入所施設
所 在 地	〒240-0107 横須賀市湘南国際村1丁目4番6号
TEL/FAX	046-856-6833/ (FAX) 046-856-6834
ホームページ	http://minato-yuu.or.jp/
E-mail	lifeyuu@minato-yuu.or.jp
経営主体	社会福祉法人 みなと舎
事業開始	2014(平成26)年5月1日
定 員	58名
事業内容	・医療型障害児入所 ・療養介護 ・短期入所

横浜医療福祉センター港南	
種 別	医療型障害児入所施設、療養介護事業所
所 在 地	〒234-0054 横浜市港南区港南台4-6-20
TEL/FAX	045-830-5757 / (FAX) 045-830-5767
ホームページ	http://10ai-konan.jp/
E-mail	center@jyuuai-konan.jp
経営主体	社会福祉法人 十愛療育会
事業開始	2016(平成28)年6月1日
定 員	定員160名
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療型障害児入所 ・療養介護 ・医療型短期入所(児・者) ・入院 ・重度重複障害児(者)等診療 (内科、小児科、歯科、耳鼻科、リハビリテーション) ・在宅重度重複障害児・者相談支援

【通所施設】

朋	
種 別	生活介護事業
所 在 地	〒247-0034 横浜市栄区桂台中4-7
TEL/FAX	045-894-6611/ (FAX) 045-892-3909
ホームページ	http://www.houmon-no-ie.or.jp/
E-mail	tomoshienka@houmon-no-ie.or.jp
経営主体	社会福祉法人 訪問の家
事業開始	1986(昭和61)年4月1日
定 員	40名
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所 ・日中一時支援 ・グループホームとの連携・バックアップ ・朋診療所との連携

湘南マロニエ	
種 別	生活介護事業
所 在 地	〒252-0815 藤沢市石川636-25
TEL/FAX	0466-87-2800/ (FAX) 0466-88-2800
ホームページ	https://maroniekai-swc.jp
E-mail	maronie@cityfujisawa.ne.jp
経営主体	社会福祉法人 マロニエ会
事業開始	1992(平成4)年4月1日
定 員	40名
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム (9名) ・指定特定相談支援事業 ・障害児相談支援事業 ・障害者相談支援事業(重心)業務委託(藤沢市) ・訪問介護事業(介護保険) ・居宅介護事業 ・重度訪問介護 ・移動支援事業

ほうあん第二しおん	
種 別	生活介護事業
所 在 地	〒250-0024 小田原市根府川383
TEL/FAX	0465-28-2250/ (FAX) 0465-28-2251
ホームページ	http://houan1900.jp
E-mail	d2sion@houan1900.jp
経営主体	社会福祉法人 宝安寺社会事業部
事業開始	1994(平成6)年4月1日
定 員	40名
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・単独型短期入所 定員4名 ・日中一時支援 定員2名 ・ほうあんホーム シトラス 定員6名

こぶし園	
種 別	生活介護事業
所 在 地	〒212-0054 川崎市幸区小倉3丁目14番17号
TEL/FAX	044-599-8822 / (FAX) 044-599-8823
ホームページ	http://www.ikuofukushi.takatsu.kawasaki.jp
E-mail	kobushi@ikuo.or.jp
経営主体	社会福祉法人 育桜福祉会
事業開始	1990(平成2)年9月1日
定 員	40名
事業内容	生活介護

ゆう	
種 別	生活介護事業
所 在 地	〒240-0104 横須賀市芦名2-8-17
TEL/FAX	046-855-3911 / (FAX) 046-855-3912
ホームページ	http://minato-yuu.or.jp/
E-mail	tamagomushi@minato-yuu.or.jp
経営主体	社会福祉法人 みなと舎
事業開始	1998(平成10)年8月1日
定 員	20名
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーゆう(居宅介護・移動支援・重度訪問) ・ショートステイゆう(単独型短期入所・日中一時支援) ・ケアホームはなえみ(共同生活援助 定員8名)

若 草	
種 別	生活介護事業
所 在 地	〒221-0825 横浜市神奈川区反町1-7-5
TEL/FAX	045-320-3231 / (FAX) 045-320-6330
ホームページ	http://www.kazuefukushikai.jp/
E-mail	wakakusa@x.age.ne.jp
経営主体	社会福祉法人 和枝福祉会(法人設立昭和63年)
事業開始	1999(平成11)年5月1日
定 員	40名
事業内容	・短期入所 ・日中一時支援 ・指定特定相談支援事業 ・若草診療所との連携

みどりの家	
種 別	生活介護事業
所 在 地	〒226-0022 横浜市緑区青砥町220-1 * 第2みどりの家 〒226-0011 横浜市緑区中山町317-1ハイム吉本1F TEL 045-532-6605 FAX 045-532-6674 ホームページ: http://www1a.biglobe.ne.jp/camarade003/
TEL/FAX	045-937-6071/ (FAX) 045-937-6062
ホームページ	http://swc-camarade.com/policy.html
E-mail	kyamara-do@mti.biglobe.ne.jp
経営主体	社会福祉法人 キャマロード
事業開始	2004(平成16)年5月1日
定 員	生活介護 40名 * 第2みどりの家 20名
事業内容	・日中一時支援 ・医療型特定短期入所事業(泊無し) ・みどりの家 診療所 との連携 ・共同生活支援事業との連携、バックアップ、 みどりスマイルホーム 壱番館・弐番館・参番館・四番館・伍番館 ・横浜市多機能型拠点 つづきの家 との連携

水平線	
種 別	生活介護事業
所 在 地	〒253-0008 茅ヶ崎市芹沢786
TEL/FAX	0467-54-5424 / (FAX) 0467-54-5498
ホームページ	http://www.syonokai.jp/
E-mail	suiheisen@syonokai.jp
経営主体	社会福祉法人 翔の会
事業開始	1992年6月
定 員	事業内容に記載
事業内容	・生活介護 10名 ・施設入所支援 50名 ・短期入所 4名

障害者支援センター多機能型事業所(松が丘園)	
種 別	生活介護事業
所 在 地	〒252-0223 相模原市中央区松が丘1-23-1
TEL/FAX	042-758-2121 / (FAX) 042-758-7070
ホームページ	http://www.sagamihara-shafuku.or.jp
E-mail	info@sagamihara-shafuku.or.jp
経営主体	社会福祉法人 相模原市社会福祉事業団
事業開始	平成6年4月1日
定 員	生活介護 10名
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護事業 定員22名(内、重症心身障害者12名) ・自立(生活)訓練事業 定員14名 ・就労移行支援事業 定員14名 ・就労継続支援 B 型事業 定員10名 ・就労定着支援事業

横浜市多機能型拠点こまち	
種 別	横浜市西部方面多機能型拠点
所 在 地	〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町 489-45
TEL/FAX	045-360-8180 / (FAX) 045-360-8187
ホームページ	https://www.ysjk.jp/komachi/
E-mail	seibu-takinou@ysjk.jp
経営主体	社会福祉法人 横浜市社会事業協会
事業開始	平成 29 年 4 月 1 日
定 員	計60名
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所(なごみクリニック)併設 ・訪問看護ステーションなごみ ・居宅介護事業 ・相談支援事業 ・福祉有償移動サービス事業 ・生活介護事業 定員20名 ・放課後等デイサービス事業 定員5名 ・医療型日中一時支援事業 定員10名 ・医療型特定短期入所事業 定員20名 ・福祉型強化短期入所事業 定員5名(うち緊急時1名)

ちがさきの木魂	
種 別	生活介護事業
所 在 地	〒253-0025 茅ヶ崎市松ヶ丘1-6-35
TEL/FAX	0467-58-0700 / (FAX) 0467-58-0701
ホームページ	https://www.syonokai.jp/sisetu/kodama.html
E-mail	kodama@syonokai.jp
経営主体	社会福祉法人 翔の会
事業開始	平成 27 年 6 月 1 日
定 員	40 名
事業内容	生活介護事業

2025年度 神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会住所録

※2025年1月時点

	設置主体・名称	住所	電話	FAX	E-mail
入 所 1 2 施 設	地方独立行政法人神奈川県立病院機構:神奈川県立こども医療センター重症心身障害児施設ひだまり	〒232-8555 横浜市南区六ツ川2-138-4	TEL 045-711-2351	FAX 045-721-3324	juushin.shien.1591@kanagawa-pho.jp
	社会福祉法人 聖テレジア会:鎌倉療育医療センター小さき花の園	〒248-0033 鎌倉市腰越1-2-1	TEL 0467-31-6703	FAX 0467-32-5841	ryouiku-scc@chiisaki.com
	独立行政法人 国立病院機構 神奈川病院:重症心身障害児(者)病棟	〒257-8585 秦野市落合666-1	TEL 0463-81-1771 (療育指導室) 0463-81-3509	FAX 0463-82-7533	223-ryoiku-3@mail.hosp.go.jp
	社会福祉法人 神奈川県総合リハビリテーション事業団:七沢療育園	〒243-0121 厚木市七沢516	TEL 046-249-2720	FAX 046-249-2739	ryoikuen@kanagawa-rehab.or.jp
	社会福祉法人 十愛療育会:横浜療育医療センター	〒241-0014 横浜市旭区市沢町557-2	TEL 045-352-6551	FAX 045-352-9241	yokoryo@jyuuaairyouikukai.or.jp
	社会福祉法人 慈恵療育会:相模原療育園	〒252-0334 相模原市南区若松1-21-9	TEL 042-749-6316	FAX 042-749-6356	juushinkyou-sagaryou@jikeiryouikukai.or.jp
	社会福祉法人 風祭の森:太陽の門福祉医療センター	〒250-0032 小田原市風祭563	TEL 0465-24-6561	FAX 0465-21-6506	ijika@kazamatsurinomori.or.jp
	社会福祉法人 三篠会:重症児・者福祉医療施設 ソレイユ川崎	〒215-0001 川崎市麻生区細山1203	TEL 044-959-3003	FAX 044-954-5581	soleilkawasaki@misasakai.or.jp
	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部神奈川県済生会:重症心身障害児(者)施設サルビア	〒230-0012 横浜市鶴見区下末吉3-6-1	TEL 045-576-3000	FAX 045-576-3559	salvia@tobu.saiseikai.or.jp
	社会福祉法人 ワゲン福祉会:ワゲン療育病院長竹	〒252-0154 相模原市緑区長竹494-1	TEL 042-784-7227	FAX 042-784-3800	jimubu@wagen-nagatake.jp
	社会福祉法人 みなと舎:ライフゆう	〒240-0107 横須賀市湘南国際村1-4-6	TEL 046-856-6833	FAX 046-856-6834	lifeyuu@minato-yuu.or.jp
	社会福祉法人 十愛療育会:横浜医療福祉センター港南	〒234-0054 横浜市港南区港南台4-6-20	TEL 045-830-5757	FAX 045-830-5767	center@10ai-konan.jp
通 所 1 1 施 設	社会福祉法人 訪問の家:朋	〒247-0034 横浜市栄区桂台中4-7	TEL 045-894-6611	FAX 045-892-3909	tomoshienka@houmon-no-ie.or.jp
	社会福祉法人 マロニエ会:湘南マロニエ	〒252-0815 藤沢市石川1636-25	TEL 0466-87-2800	FAX 0466-88-2800	maronie@cityfujisawa.ne.jp
	社会福祉法人 宝安寺社会事業部:ほうあん第二しおん	〒250-0024 小田原市根府川383	TEL 0465-28-2250	FAX 0465-28-2251	d2sion-sk@houan1900.jp
	社会福祉法人 育桜福祉会:こぶし園	〒212-0954 川崎市幸区小倉3-14-17	TEL 044-599-8822	FAX 044-599-8823	kobushi@ikuo.or.jp
	社会福祉法人 みなと舎:ゆう	〒240-0104 横須賀市芦名2-8-17	TEL 046-855-3911	FAX 046-855-3912	tamagomushi@minato-yuu.or.jp
	社会福祉法人 和枝福祉会:若草	〒221-0825 横浜市神奈川区反町1-7-5	TEL 045-320-3231	FAX 045-320-6330	wakakusa@x.age.ne.jp
	社会福祉法人 キャマラード:みどりの家	〒226-0022 横浜市緑区青砥町220-1	TEL 045-937-6071	FAX 045-937-6062	kyamara-do@mti.biglobe.ne.jp
	社会福祉法人 翔の会:水平線	〒253-0008 茅ヶ崎市芹沢786	TEL 0467-54-5424	FAX 0467-54-5498	suiheisen@syonokai.jp
	社会福祉法人 相模原市社会福祉事業団:障害者支援センター多機能型事業所(松が丘園)	〒252-0223 相模原市中央区松が丘1-23-1	TEL 042-758-2121	FAX 042-758-7070	info@sagamihara-shafuku.or.jp
	社会福祉法人 横浜市社会事業協会 横浜市多機能型拠点こまち	〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町489-45	TEL 045-360-8180	FAX 045-360-8187	seibu-takinou@ysjk.jp
社会福祉法人 翔の会:ちがさきの木魂	〒253-0025 茅ヶ崎市松ヶ丘1-6-35	TEL 0467-58-0700	FAX 0467-58-0701	kodama@syonokai.jp	

2026年度 事業計画

1 運営事業

- (1) 総 会 年1回 4月17日(金曜日)
- (2) 施設連絡会 年2回 9月11日(金曜日)、2月12日(金曜日)
- (3) 幹事会 年12回 (金曜日)

2 研修事業

(1) 各部会

- ① 事務長会 年2回 6、1月(金曜日)
- ② 看護師長会 年7回 4、7、9、10、12、1、2月(金・土曜日)
- ③ 入所施設部会 年5回 5、7、9、11、2月 (火曜日)
- ④ 通所施設部会 年5回 5、7、9、11、1月 (火曜日)
- ⑤ 看護部会 年4回 7、9、11、1月 (火曜日)
- ⑥ 栄養士部会 年2回 6、2月 (金曜日)
- ⑦ リハビリテーション部会 年3回 4、6、12月 (金曜日)
- ⑧ 薬剤師部会 年2回 6、1月 (水曜日)
- ⑨ 認定看護師部会 年3回 5、9、2月 (木曜日)
- ⑩ 施設長会 年3回※

※必要時 4月(総会后)、9月(実践報告会后)、2月(施設連絡会后)

(2) 研修会

- ①交流研修会 年2回 10月、11月
- ②職員研修会 年1回 1月
- ③実践報告会 年1回 9月

(3) その他

- ①関係機関との連絡会 11月
- ②移行支援における施設見学バスツアー 6、7、10、11月
- ③地域資源の実態調査

3 広報事業

- ① 協議会ホームページの運営

神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会 会則

【名称】

第1条 本会は、神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会（略称「県重心協議会」）という。

【目的】

第2条 本会は、重症心身障害児者に関わる施設のサービスの充実と、施設相互間の連携を図り、重症心身障害児者の生活の向上、及びその御家族の支援に寄与することを目的とする。

【事業】

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 施設の運営に関する調査研究
- (2) 重症心身障害児者の療育と生活支援の向上に関する調査研究
- (3) 会員施設職員の研修
- (4) 施設相互間の連携調整、並びに関係諸機関・団体への協力
- (5) 重症心身障害児者に必要な情報収集、及び各施設・機関への情報伝達
- (6) 重症心身障害児者に関する社会的啓発
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

【会員】

- 第4条 本会の会員は、神奈川県に所在する重症心身障害児者に関わる入所・通所施設とする。施設とは、国立病院機構、公立、法人立の認可を受けているものをいう。
- 2 本会の賛助会員は、本会の趣旨に賛同する個人、団体及び機関とする。
 - 3 本会の加盟は、総会において出席者の3分の2以上の賛同で決定される。

【会計】

- 第5条 本会の収入は、次の各号からなる。
- (1) 会費
 - (2) 寄付金品
 - (3) 助成金
 - (4) その他の収入
- 2 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
 - 3 本会の予算及び決算は、総会の承認を経なければならない。

【役員の数及び承認】

- 第6条 本会は、次の役員を置き、総会において承認し任命する。
- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 各施設1名
- (4) 会計 1名(幹事より選出)
- (5) 監査 2名
- (6) 顧問 若干名

【役員の仕事】

第7条 各役員は、本会の事業の実施を円滑に進めるため、以下の職務を担うものとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等ある時はその職務を代行する。
- (3) 幹事は、会長の命を受け、幹事会を開催し、本会の執行機関として業務を処理する。
- (4) 会計は、本会の財務を処理する。
- (5) 監査は、会計の監査を行う。
- (6) 会長は、必要時、顧問をおくことができる。顧問は、本会の重要な業務について、会長の諮問に答え、また会長に意見を具申する。

【会長・副会長の任期及び選出】

第8条 会長及び副会長の任期は2年とする。但し再選を妨げない。

- 2 会長の選出は、施設連絡会で行い、総会において承認される。
- 3 (1) 副会長(入所系)は、次期事務局担当施設の施設長が担う。
(2) 副会長(通所系)は、会計担当の事業所の所長が担う。

【その他役員の任期】

第9条 役員の任期は2年とする。但し再選を妨げない。

- 2 監査は、前会長の施設、又、前会計の施設より監査の適任者(施設長以外も可)を選出し、総会において承認される。
- 3 顧問の選出は、会長及び副会長が推薦し、総会において承認される。
- 4 幹事の選出は各施設長に一任し、総会において承認される。
- 5 会計は、幹事の中から選出され、総会において承認される。

【事務局の設置】

第10条 会務を円滑に行うため事務局を置く。

- 2 事務局業務は、各施設の幹事が分担して行うものとする。

【総会】

第11条 総会は年1回、会長が招集して開催する。会長はその議長となる。但し必要のある時は、臨時に開くことができる。

- 2 総会は、施設長、各施設の幹事及びその他各施設長が指名する者をもって構成する。

- 3 総会は、別に定めるものの他、次の事項を審議する。
 - (1) 年度事業報告に関する事。
 - (2) 年度事業計画に関する事。
 - (3) 会則の改正に関する事。
 - (4) その他、会長が必要と認めた事項。

【施設連絡会】

第12条 施設連絡会は、会長が役員及び各加盟施設長を招集し、年2回開催する。会長はその議長となる。但し必要のある時は、臨時に開くことができる。

- 2 施設連絡会は、本会の業務執行内容を決定する機関とする。

【幹事会】

第13条 幹事会は、本会の運営方針や事業内容を具体的に実施するための機関であり、その実施は総会及び施設連絡会で承認を得た上で行われる。

- 2 また、新規事業や事業内容の変更・運営方針の検討等も行い、総会で提案することが出来る。

【運営】

第14条 本会の事業を実施するため、以下の内容の会を設け一年を通して定期的に会合を開き、年度末には一年間の総括を提出する。

- (1) 各部会 : 事務長会、看護師長会及びテーマ別に、一年を通して会合を開き、情報・意見交換を行い職員の資質の向上及びサービスの質の向上に役立てる。
- (2) 研修会 : 交流研修会を年2回(通所施設・入所施設各1回)、職員研修会を年1回行う。
- (3) その他 : 機関誌の発行(年1回)
行政との連絡会議の開催
調査・研究事業(適宜)

附 則 この会則は、昭和52年10月1日から施行する。

昭和63年4月21日 改訂

(第2条;第3条;第4条の1. 2. 3. 4. 5. 6. 7;第5条と第6条の入れ換え;第6条の1. 2. 3.;第8条;第12条の3;第14条)

平成4年7月1日 改訂

(第6条;第12条の部会運営規定の削除及び第13. 14. 15. 16. 17条の追加;第18条)

平成8年4月21日 改訂

(第18条在宅研究会の追加;第19条)

平成8年4月16日 改訂

(第15条指導連絡会を幹事会へ名称変更に伴い条文変更。2. 3. 名称変更;第12条2. 名称変更)

平成9年4月15日 改訂

(第19条医師会の追加;第20条変更;第12条;第20条)

平成10年4月14日 改訂

(神奈川県重症心身障害児協議会より神奈川県重症心身障害児者協議会へ名称変更に伴い各条文変更。各条文中、児を児者へ変更;第18条緊急一時保護を一時利用へ変更)

平成11年4月13日 改訂

(第15条幹事会を施設連絡会へ名称変更に伴い条文変更;第12条;第15条;第20条名称変更)

平成12年4月11日 改訂

(第17条2. の保母を保育士に変更;第18条在宅研究会を地域生活支援研究会へ名称変更に伴い各条文変更;第12条;第18条名称変更)

平成13年4月17日 改訂

(第4条1. 変更及び3. 追加)

平成15年4月23日 改訂

(第14条婦長会を看護師長会へ名称変更に伴い各条文名称変更)

平成16年4月14日 改訂

(条文内の表現及び運営についての見直しに伴い、各条文の変更)

平成17年4月20日 改訂

(第4条、組織改変に伴う条文の変更)

平成21年4月17日 改訂

- 1 第13条「合同会」を「施設連絡会」へ名称を変更する。
- 2 第14条「施設連絡会」を「幹事会」へ名称変更に伴い第7条名称を変更する。
- 3 第12条を削除する。
- 4 第8条第2項の「施設長会」を「施設連絡会」に改める。
- 5 第14条第1項の「施設長会」を「総会及び施設連絡会」に改める。
- 6 第14条第2項の「施設長会」を「総会」に改める。
- 7 第15条第1項を削除し、第2項に「事務長会、看護師長会及び」を加える。

平成31年2月15日 改訂

(神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会に名称を変更したため、表題・第1条の協議会名を変更)

平成31年4月19日 改訂

- 1 第8条第3項(1)(2)副会長の選出方法を変更
- 2 第7条(6)必要時、顧問をおくことができるに変更する。

令和3年9月3日 改定

- 1 第9条第1項 役員の任期「1年」を「2年」に変更する。
- 2 第9条第2項 「監査は、前会長の施設が監査の適任者(施設長以外も可)を選出し、総会において承認される。」を加える。
- 3 第9条第3項 「監査・顧問の選出は」を「顧問の選出は」に変更する。
- 4 第9条第3項を第4項へ 第4項を5項へ移行する。

令和4年2月18日 改定

- 1 第9条第2項 「監査は、前会長の施設が監査の適任者(施設長以外も可)を選出し、総会において承認される。」の「前会長の施設」の後に「又、前会計施設より」を加える。

2026年度 役員体制

役職	氏名 (施設名)
会長	村上 研一 (ワゲン療育病院長竹)
副会長	辻 恵 (こども医療センター) 渡邊 昌弘 (若草)
監査	水口 浩一 (ライフゆう) 大野 直行 (こぶし園)
幹事	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>事務局</p> <p>高橋 博行 (ワゲン療育病院長竹)</p> <p>山下 貴浩 (ワゲン療育病院長竹)</p> <p>天野 美香 (ライフゆう)</p> <p>諸節 安賢 (横浜医療福祉センター港南)</p> <p>妹尾 雅史 (朋)</p> <p>石黒 賢一 (湘南マロニエ)</p> <p>仙波 諒 (ほうあん第二しおん)</p> <p>大野 直行 (こぶし園)</p> <p>前田 智美 (ゆう)</p> <p>会計 伊藤 健 (若草)</p> <p>佐藤 鉄也 (みどりの家)</p> <p>信田 美絵 (水平線)</p> <p>岩下 誠大 (水平線)</p> <p>渋谷 美紀 (松が丘園)</p> <p>北本 由美子 (横浜市多機能型拠点こまち)</p> <p>古屋 良二 (ちがさきの木魂)</p> <p>熊切 道人 (ちがさきの木魂)</p> </div> <div style="width: 85%;"> <p>瀬戸 正史 (こども医療センター)</p> <p>坂口 英樹 (小さき花の園)</p> <p>深町 尚衣 (神奈川病院)</p> <p>大場 誠一郎 (七沢療育園)</p> <p>永藤 富子 (横浜療育医療センター)</p> <p>大石 伸夫 (相模原療育園)</p> <p>加藤 裕次郎 (太陽の門福祉医療センター)</p> <p>阿部 成宏 (ソレイユ川崎)</p> <p>富田 香 (サルビア)</p> </div> </div>